

地区・自治会 ハンドブック

～令和8（2026）年度版～

地区・自治会ハンドブックは、日頃地区・自治会で活躍している区長・自治会長さんをはじめとする皆さんに地区・自治会活動の今まで以上の充実と組織づくりの一助として活用していただくため作成しました。

宮代町

目 次

第1章 地区・自治会とは

- 1 地区・自治会とは 1
- 2 宮代町の現状 2
- 3 地区・自治会と町との関係 3

第2章 地区・自治会の組織と運営

- 1 組織と運営 4
- 2 規約 5
- 3 会計 7
- 4 地区・自治会への加入推進 10
- 5 地区・自治会の法人化（認可地縁団体） 11
- 6 地区連絡会 13

第3章 地区・自治会への支援制度・関係業務

- 1 豊かな地域づくり推進事業費補助金 15
- 2 コミュニティ掲示板 18
- 3 コミュニティ助成事業 22
- 4 集会所補助金 23
- 5 防犯灯 25
- 6 道路反射鏡（カーブミラー） 26
- 7 自主防災・防犯組織補助金 27
- 8 公園管理報奨金 29
- 9 地域のふれあい居場所づくり支援事業補助金 30
- 10 ごみ集積所環境整備補助金 31
- 11 野良猫対策（TNR） 32
- 12 地区・自治会クリーン活動 33
- 13 カマス袋【道路側溝清掃用】の配布・回収 34
- 14 町長と気軽にトーク～みんなの声を聴かせてください～ 35
- 15 生涯学習よろず出前講座「まちしるべエ」 36
- 16 町備品貸出 39

第4章 その他

- 1 行政機構図（令和8年度） 41
- 2 主な協力依頼事項及び関係組織 42
- 3 区長・自治会長一覧（令和8年度） 46
- 4 個人情報について 47

- 年間スケジュール表 48
- 役場連絡先一覧 50

第1章 地区・自治会とは

1 地区・自治会とは

一定の区域に住んでいる人たちが自主的にお互い助け合いながら生活環境を維持・向上させ、明るく住みやすい地域をつくるための任意団体です。

(1) 地域のコミュニケーションを深める

隣近所の付き合いをはじめとする地域コミュニティを形成するうえで最も重要な役割を果たす担い手であり、すべての地域活動を行う上での基本的な母体です。

⇒地域の住民同士が様々な活動や日常の近所付き合いを通じて、連携が密になります。

(2) 明るく住みやすい地域づくりを行う

誰もが住みやすい生活環境を形成するためには、地域の住民がそれぞれ自分の地域について考え、地域の課題を見出し、解決することが必要です。ごみ、交通安全、防犯、防災、環境美化等の問題は、個人の力で解決することは難しく地域全体で取り組むことが必要です。

⇒これらの課題を地区・自治会が自ら解決していくことで、明るく住みやすい地域づくりにつなげることができます。

(3) 助け合いの精神と実践

一人暮らしや寝たきりの高齢者、身体の不自由な方等、地域にはさまざまな不安を抱えながら生活している方が、少なからずいらっしゃいます。そうした方々に、隣近所同士が声かけや助け合いを行うことにより、不安が和らぎ安心した生活を送ることが可能になります。

⇒人と人との心の通い合い・ふれあいから生まれる助け合いの精神を、自治会活動を通じて形成することができます。

(4) 地区・自治会の主な活動

*安心安全なまちづくり

- ・防災（自主防災訓練）、防犯（防犯パトロール、防犯灯の設置等）
- ・交通安全活動
- ・登下校の見守り

*生活環境づくり

- ・地区清掃
- ・公園の管理
- ・環境美化（花いっぱい活動）

*暮らしを守るまちづくり

- ・一人暮らし高齢者の見守り
- ・回覧、会報による情報の提供と共有

*地域交流、親睦づくり

- ・地域のお祭り、レクリエーション
- ・子ども会や敬老会等の地域活動



ハラスメントのない、ハラスメントを許さない自治会活動を

自治会活動におけるハラスメントとは、立場や人数の力関係を背景に、相手の人格や尊厳を傷つけたり、参加の自由を不当に制限したりする言動・行為をいいます。

「冗談のつもり」「昔からこうしてきた」でも、相手が強い苦痛や恐怖を感じれば問題となります。

参加の強要、威圧的な言動、人格否定、飲酒の強要、LINE等での名指し批判などのハラスメントにつながる行為は避けましょう。



★予防のための「運営ルール」例

- (1)参加は原則「任意」。断っても不利益なし…欠席を責めない、欠席理由は必要最小限でよい
- (2)役員選出は透明に、負担を平準化…選出方法を事前に明文化、副担当・複数人体制にする
- (3)会議・連絡の“最低限ルール”を作成…連絡時間帯の目安を定める、議事録を残す等
- (4)飲酒の強要禁止…断った人をからかわない・評価に結びつけない
- (5)セクハラ防止・多様性への配慮…性的な冗談、容姿いじり、恋愛・家庭事情の詮索をしない

★相談先

困ったときは、日時・場所・内容などを記録のうえ、まずは地域支援課地域振興担当へご相談ください。状況を伺い、自治会運営上のルールの確認や調整、必要に応じて人権等の相談窓口へつなぎます。

町の相談窓口（一次窓口）：地域支援課 地域振興担当 0480-33-3846

2 宮代町の現状

(1) 地区・自治会数

令和8年4月1日現在 75地区

(2) 地区・自治会の区域

■団地・マンション

→管理組合を中心に明確に区域を設定

■その他

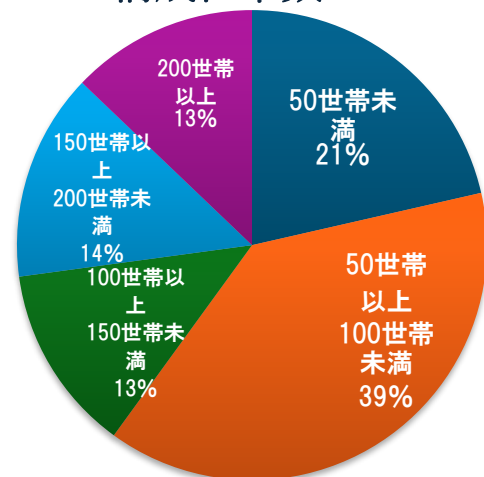
→明確には設定されておらず、主に過去の歴史的な背景や地縁により区域を設定

(3) 地区・自治会の規模

最大・最小世帯数等

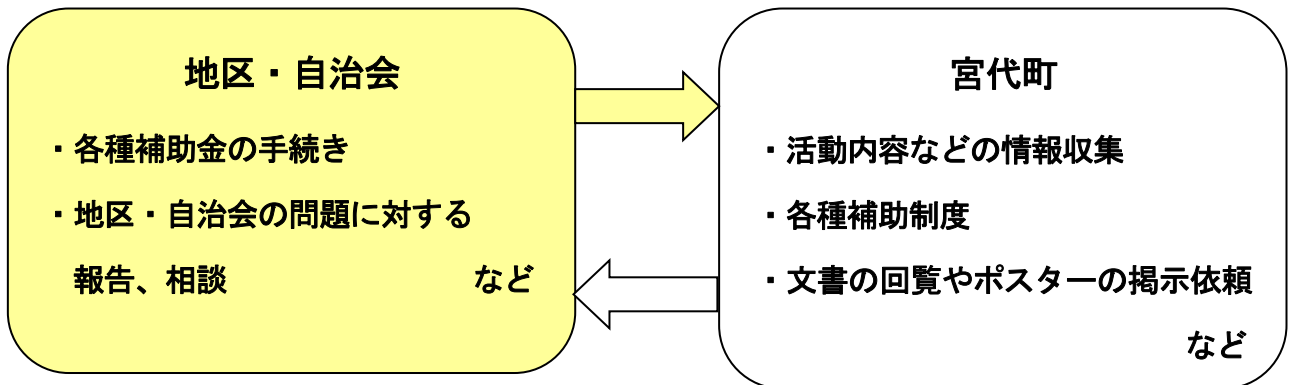
最大世帯数	740世帯
最少世帯数	18世帯
平均世帯数	120世帯

構成世帯数



3 地区・自治会と町の関係

町では、地域を元気にすることを目的に、地区・自治会に対する支援を行っています。また、行政情報や市民生活に役立つ情報を自治会員の皆様に広く伝達していただくため、年間を通じて文書の回覧やポスターの掲示等のご協力をお願いしています。



○自治会長等報償金制度について

1 自治会長等報償金の趣旨

地区・自治会を代表し、次の町政に関する事項にご協力いただくとともに、地区・自治会活動にあたっている区長・自治会長にお支払いしています。

- (1) 広報等の町発行文書の配布又は回覧
- (2) 防犯灯、公園等各施設の維持管理のための調整
- (3) 自治会の意見等のとりまとめや行政との調整及び処理
- (4) 町主催事業又は行事等への参加
- (5) 上記に掲げるもののほか、町からの依頼事項への対応

2 支払額

- ・均等割 10,000円
- ・世帯割 1世帯当たり800円×世帯数（令和8年4月1日現在）

※書類とともにマイナンバーカードの写しをご提出いただきます。お持ちでない場合は通知カードと運転免許証の写しをご提出いただきます。（地区・自治会口座に振込みの場合は不要です。）

第2章 地区・自治会の組織と運営

1 組織と運営

(1) 地区・自治会の範囲の把握

地区・自治会の運営の基礎情報となる、加入世帯を確認・把握しましょう。

(2) 規約などの制定

地区・自治会の適切な運営のため、規約〔5～6ページ参照〕を定めましょう。

(3) 役員の選任

総会などにおいて、役員を選任しましょう。

会長や役員になったら

会長・役員になった時、何から手をつけたらよいか分からない時があります。そこで、1年間の主な事業や会議準備の進め方等の一例を紹介します。

■役員会

以下の内容を会長・副会長・会計等の役員で審議し、総会資料を作成しましょう。

- ① 前年度事業報告及び決算について
- ② 今年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ③ 役員を選任について
- ④ その他

■総会の事前調整

司会、議長、事業報告及び事業計画、決算及び予算、監査報告の説明者等、総会の議事進行の役割分担を事前に決めておきましょう。

■監査

会計業務全般について、監査を受けましょう。

■総会

役員会の結果をもとに、地区住民全員で、年間の計画などを審議、決定しましょう。

- ① 前年度事業報告及び決算について
- ② 今年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ③ 役員を選任について
- ④ その他

■総会資料の回覧

総会が終了したら総会資料を回覧し、全会員に周知しましょう。

■各種事業の実施

役員会を開催し、日程や内容を検討します。過去の反省事項を踏まえて検討し、問題点を整理しながら準備にあたりましょう。

2 規 約

規約は、組織の適正な運営に欠かすことの出来ないものです。会員の意見を十分に聞いて、実情にあった規約を定めることが大切です。

以下に規約の例を記載します。この記載例はあくまで基本的なものです。

〇〇〇〇〇自治会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇〇〇自治会と称する。

（組織）

第2条 本会は、〇〇〇〇〇自治会区域内に居住する住民をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の連帯と親睦を深め、生活環境の充実及び社会福祉の増進に寄与し、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業内容）

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- （1）環境整備事業
- （2）地域（地区）安全事業
- （3）親睦事業
- （4）福祉活動事業
- （5）その他

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 人
- （3）会計 人
- （4）監事 人
- （5）書記 人
- （6）班長 人

（役員を選出）

第6条 各役員は、総会で互選により選出する。

（役員職務）

第7条 会長は本会を代表し、会議を招集し、その会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 監事は、会計及び事務を監査する。
- 5 書記は、会の記録をとる。
- 6 班長は、各地区における会議の総務を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は年____回とし、会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

(1) 予算、決算に関すること。

(2) 事業に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) 会費に関すること。

(5) 役員選出に関すること。

(6) その他必要と認めたこと。

(役員会)

第11条 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会に関すること。

(2) 重要な会務の執行に関すること。

(3) その他必要と認めたこと。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は、①世帯年額〇〇〇円とし、年度当初に納付する。

(慶弔・傷病見舞い)

第14条 慶弔と傷病見舞いについては、必要に応じて正副会長に協議し、支出することができる。ただし、その結果を次回の役員会で報告しなければならない。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

3	会 計
---	-----

地区・自治会活動の基礎である予算ですが、構成員の数や活動内容によってその規模はさまざまです。予算と決算は、総会の議決を経て決定される事項です。

支出した際の領収書などは、各種補助金の実績報告の際に必要となりますので、必ず保管しておきましょう。

○年度○○○自治会収支決算書（例）

収入 (単位:円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	増減	内訳
1 会費	○○○○	○○○○	○○○○	一般会費@×世帯数○○
2 町助成金	○○○○	○○○○	○○○○	
3 その他	○○○○	○○○○	○○○○	
4 繰越金	○○○○	○○○○	○○○○	
5 雑収入	○○○○	○○○	○○○○	
合計	○○○○	○○○○	○○○○	

支出 (単位:円)

科目	本年度予算額	本年度決算額	増減	内訳
1 総務費	○○○○	○○○○	○○○	
会議費	○○○○	○○○○	○○○	総会○○役員会○○○
事務費	○○○○	○○○○	○○○	
会費	○○○○	○○○○	○○○	地区連会費 ○○
慶弔費	○○○○	○○○○	○○○	
通信費	○○○○	○○○○	○○○	電話料
2 事業費	○○○○	○○○○	○○○	
防災費	○○○○	○○○○	○○○	
運動会	○○○○	○○○○	○○○	
敬老会	○○○○	○○○○	○○○	
(以下は省略)				
3 予備費	○○○○	○○○○	○○○	
合計	○○○○	○○○○	○○○	

収入総額○○○円－支出総額○○○円＝差引金額○○○円は翌年度に繰越します。

○年○月○日

○○自治会 会長 ○○○○ 印
 会計 ○○○○ 印

監査報告書（例）

○年度○○○自治会会計を監査したところ、適正に執行されていることを認めます。

○年○月○日

○○○自治会

監事 ○○○○ 印

監事 ○○○○ 印

○年度○○○自治会収支予算書（例）

収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増額	内訳
1 会費	○○○○	○○○○	○○○	
2 町助成金	○○○○	○○○○	○○○	
3 その他	○○○○	○○○○	○○○	
(以下省略)				

支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増額	内訳
1 総務費	○○○○	○○○○	○○○	
2 会議費	○○○○	○○○○	○○○	総会 役員会
3 会費	○○○○	○○○○	○○○	地区連会費 ○○
(以下省略)				

<p>1 環境整備事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 町内清掃の実施(2) ごみ集積所の維持管理(3) 害虫等駆除の実施
<p>2 地域（地区）安全事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 交通安全事業の実施(2) 防犯事業の実施(3) 自主防災活動の推進
<p>3 親睦事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 町民まつりへの参加(2) 盆踊り大会の実施(3) スポーツ大会の開催(4) 文化・レクリエーション事業の実施
<p>4 福祉活動事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 各種募金運動に協力(2) 会員相互の福祉推進(3) 敬老事業の実施
<p>5 その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 会員への広報活動の推進(2) 集会所の維持管理(3) 広場の維持管理(4) 地区連絡会への参加(5) 地区社協への参加(6) 他自治会、他団体との協調

4 地区・自治会への加入推進

地区・自治会に加入していただくためには、まず組織の目的や活動内容を知っていただくことが大切です。

以下は、実際に自治会で作成・配布されている加入案内チラシの事例です。

地区・自治会への加入は任意ですが、地域の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、転入者への加入促進に積極的に取り組むことをお勧めします。

【道佛一区町会加入案内チラシ ※C a n v a で作成】

道佛一区町会エリアにお住まいの皆さまへ

※既存会員の方へも配布しております

道佛一区町会・宮代町は、町会への加入促進のため、道佛一区町会エリアにお住まいの皆さまへ加入チラシを配布しております。

入会希望の方は、**会長まで電話**もしくは**下部QRコード**からお申込みください。皆さまの加入、お待ちしております！

ぜひ、この機会に町会へ入会しませんか？

◆道佛一区町会
◆宮代町 地域支援課



近所は近助！

道佛一区町会に入会しませんか？

既存会員の方にもお配りしています。町会に未入会のお知り合いがいましたらぜひお誘いください。

町会(自治会)は住民が安心・安全に暮らして行ける環境を自分たちで作っていくことを目指す組織です。防災活動、季節の行事などで交流を深め、地域を盛り上げて楽しいコミュニティをみんなで作りましょう！

年間イベント

6月	防災訓練	
7月	バーベキュー	
11月	炊き出し訓練	
1月	餅つき	

入会のご案内

- 年会費3000円(月250円)
- 毎月「広報みやしろ」をポストにお届け
- 自治会主催イベントへの参加優遇(年間イベント・集会所オープンデー)
- 災害時に防災備蓄品を分配
- 防犯灯、カーブミラーの設置を要望可
- 電子回覧板導入(予定)

道佛一区町会

お申し込みはこちら



町長の認可を受けて法人格を取得した地区・自治会は、認可地縁団体として不動産登記などの登記名義人になることができます。

認可の要件

地縁による団体の認可を受けるためには、次の4つの要件を備えていることが必要です。

- (1) 地区・自治会等の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) 地区・自治会等の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。その区域は、当該地区・自治会等が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

認可申請手続き

- (1) 認可の申請を行う場合、総会で認可を申請する旨の議決を行う必要があります。規約などが整備されていない場合には、まず規約などの整備を行う必要があります。
- (2) 総会で認可を申請する旨の議決を経て、認可申請書類を揃えて代表者から町長に対し、認可申請を行います。申請書類は次のとおりです。
 - ①認可申請書
 - ②規約
 - ③認可申請することを総会で議決したことを証する書類
(認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの)
 - ④構成員名簿
(構成員全員の氏名、住所を記載したもの。会員となっている世帯全員の氏名を記載する必要があります。)
 - ⑤その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
(前年度の事業報告書、決算書、及び当該年度の事業計画書、予算書)
 - ⑥申請者が代表者であることを証する書類
(申請者が代表者に選出された総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるものとそれを受託した旨の代表者本人の署名のある承諾書)
 - ⑦区域を示した図面
- (3) 認可申請の受理後、書類審査を行い、町が認可したときは告示します。この告示をもって地区・自治会は法人となり、告示事項について第三者に対抗できることとなります。

規約・告示事項の変更

認可された地縁団体、規約や告示事項に変更が生じた場合は、それぞれ「規約変更認可申請」・「告示事項変更届出」及び「総会議事録」を町長へ届け出なければなりません。規約を変更する場合は、地縁団体の総会での議決の後に町長の認可を受けなければ効力を発しません。

認可地縁団体証明書

町が告示した事項に関する証明書の交付請求ができます。手数料は1通につき300円です。

- (1) 申請者
 - ・どなたでも
- (2) 必要なもの
 - ・認可地縁団体証明書交付請求書

印鑑登録

団体の印鑑を登録することができます。印鑑登録がされると、印鑑証明書が交付可能になります。手数料は1通につき300円です。

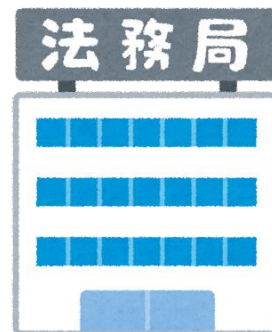
印鑑登録

- (1) 印鑑登録できる人
 - ・認可地縁団体の代表者本人
 - ・代理人（代表者からの委任状が必要）
- (2) 印鑑登録に必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録申請書
 - ・代表者個人の登録印鑑
 - ・代表者個人の印鑑登録証明書（住所が宮代町以外の場合）
 - ・登録する団体の印鑑



印鑑登録証明書

- (1) 申請者
 - ・認可地縁団体の代表者本人
 - ・代理人（代表者からの委任状が必要）
- (2) 必要なもの
 - ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
 - ・登録されている団体の印鑑



不動産の登記

認可を受けると、認可地縁団体で不動産の登記をすることができます。不動産登記手続きについては法務局にお問合せください。

問合せ さいたま地方法務局春日部出張所 048 (752) 2339

その他

- (1) 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- (2) 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- (3) 特定の政党のために利用してはいけません。
- (4) 認可要件のいずれかを欠くこととなったとき、または不正な手段により認可を受けた時は、その認可は取り消されます。

6	地区連絡会	地域支援課 地域振興担当 窓口：進修館ボランティア室 電話 33-3846
----------	--------------	--

(1) 地区連絡会とは

少子高齢化や社会情勢の変化により、各地区・自治会でも様々な課題が発生し、自治会活動自体が難しくなったことから、平成18年度から区長・自治会長同士が情報の共有化を図り、意見交換を行う場として、町内を4地区に分けた地区連絡会が設置されました。

地区連絡会は、現在、須賀地区は25地区、駅西口地区は13地区、古利根地区は13地区、姫宮地区は24地区に分かれて組織しています。

近年の更なる高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の猛威により、自治会活動に留まらず自治会の運営自体にも支障をきたしている地区も散見されます。

このような状況の中、地区連絡会で各地区の共通課題解決に向けた情報共有や意見交換等が活発に行えるようにしていきます。

(2) 地区連絡会と町の役割分担

地区連絡会は、区長・自治会長のご協力のもと各自治会の課題を主体的に検討する組織です。

会の運営における地区と町の役割分担は原則以下のとおりとします。

項 目	概 要	区長 自治会長	町
議題の決定	自治会の運営や活動等地区連絡会で検討する内容を決めます。(町からの情報提供や課題等の提案を行うこともあります。)	○	
会議の進行	議題の進行などを行います。	○	
会議開催案内	開催通知を発送します。	○	○
会場の確保	開催会場を確保します。	○	○
先進地等の情報提供	各課題について、先進的に取り組んでいる他市町村の地区の事例などの情報の提供、説明を行います。		○

(3) 地区連絡会の構成 ※令和8年4月1日現在

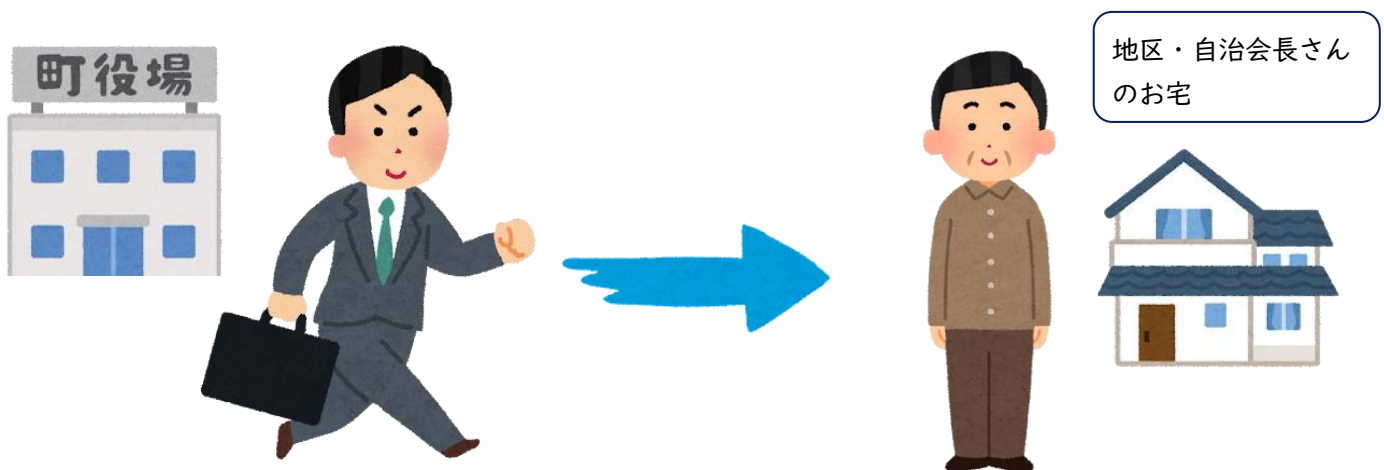
地区名	構成地区	地区・世帯数
姫宮地区連合自治会 (概ね百間小学校エリア)	東、中寺、西、前原、金原、逆井、山崎、宿、西原、西原団地、藤曾根、姫宮、姫宮東団地、姫宮南団地、姫宮北団地、姫川町1、姫川町2、川端1、川端2、川端3、柚ノ木1、柚ノ木2、松ノ木島、内野	24地区
古利根地区連絡会 (概ね公園駅東口エリア)	若宮、新若、中須、新中町、川島1、川島2、切戸、桜木町、弁天町、旭町1、旭町2、稲荷町、須賀島	13地区
駅西口地区連絡会 (概ね公園駅西口エリア)	道仏1、道仏3、新道1、新道2、新道3、宮代1の1、宮代1の2、中央1、中央2、蓮谷、辰新田、宮代学園台、笠原2丁目	13地区
須賀地区連絡会 (概ね須賀小学校エリア)	須賀上、須賀下、金剛寺、東条原、西条原島、西条原中通1、西条原新中通、西条原新田、西条原深戸、国納南、国納北、宮代台、エクレール、和戸1丁目、和戸2丁目1、和戸2丁目2、和戸3丁目、和戸4丁目1、和戸4丁目2、和戸5丁目、本郷、沖の山、ディアコート、八河内、桃山台、(和戸町内会)	25地区

(4) 地区コミュニティセンター事業の実施

令和5年度から地域振興担当の職員が自治会の活動や運営を直接的にサポートする訪問事業（アウトリーチ事業）をスタートしています。今年度も、各地区・自治会長さんのお宅に訪問させていただいて、様々なお話をするところから始めていきます。

また、地区・自治会活動の場にもお伺いさせていただきます。

この訪問事業を通して各地区のニーズや課題等を把握させていただき、その課題等の解決に向けて一緒に考えていきます。



第3章 地区・自治会への支援制度・関係業務

1	豊かな地域づくり推進事業費補助金	地域支援課 地域振興担当 窓口：進修館ボランティア室 電話 33-3846
---	------------------	--

(1) 対象事業及び内容

町内において地縁に基づく自主的な住民自治組織や自治会による連合組織が、地域コミュニティの活性化を図り、住みよい豊かなまちづくりを推進することを目的に実施する事業を対象とします。

○コミュニティ活動支援事業

	事業名・補助対象経費	補助金額・補助率等
コミュニティ活動支援事業	①-1 地区・自治会による公共的・公益的な活動 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション活動 ・地域内の文化的な活動 ・その他コミュニティ活動 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の祭りに関する費用 ・集会所の維持管理に関する費用 ・総会、会議等に関する費用 ・レクリエーションに関する費用 ・子ども会、老人会助成金の交付 ・地区清掃、側溝清掃に関する費用 	基本額、世帯割の合計金額 基本額 50世帯未満3万円 50世帯以上4万円 ※ 令和2年度以降に統合した地区・自治会は、統合前の地区・自治会の基本額の合計した金額を5年間基本額とします。 世帯割 1世帯当たり300円 (令和8年4月1日現在の世帯数) 限度額 1自治会限度額25万円 申請期限 5月29日(金) 補助対象 各地区・自治会
	①-2 地区・自治会による地域敬老会開催活動 <ul style="list-style-type: none"> ・地域敬老会の運営に関する費用 	対象人数割 1人当たり500円 共通経費加算 10,000円から ※ 地域敬老会の対象人数により共通経費を加算します。 連合加算 1地区増えるごとに10,000円を加算 ※ 複数の地区で地域敬老会を開催する場合には加算します。 申請期限 実施予定日の2か月前 補助対象 各地区・自治会
	②コミュニティ掲示板 * P18をご覧ください	修繕 1基2万円以内 撤去 1基5万円以内 新設・移設 1基10万円以内 更新(撤去を含む) 1基12万円以内 申請期限 随時 補助対象 各地区・自治会

○地域カステップアップ事業

事業名称		補助金額等	補助回数の限度
地域カステップアップ事業	①地域の課題解決につながる事業 (慣例となっている活動を除く。) 例. 会報誌の発行、地区主催のイベント等 《対象外となるもの》 ・自治会の基礎的な活動 (総会・理事会) ・物品の整備	・限度額 100,000円 ・補助率 2/3以内	(1) 1団体につき 1年度2活動まで (2) 同一活動につき 通算3回まで
	②花いっぱい活動 (継続的な活動)	・限度額 15,000円 ・補助率 10/10以内	1団体1年度1回
	③地区連絡会活動 ※資料印刷代や会場使用料等の事務費が補助対象となります。	・限度額 20,000円 ・補助率 10/10以内	1地区連絡会につき 1年度1活動まで

(2) 会議等飲食費について

食事代：1食800円以内

茶菓代：1人200円以内

(3) 補助対象外経費について

項目	内容
会員などに対する直接的経費	会員に対する現金での謝金・旅費、消防団員などへの助成金
募金・寄付金等	地域活動への補助制度のため
他の補助金制度の対象経費	国、県、町その他の補助金等の対象事業
商品券・金券等	直接的経費と同義とみなすため
人件費・備品購入費	人件費としての支出や備品を購入する支出
アルコール類・タバコ	飲食、お礼、参加賞として購入する場合も全て

(4) 補助金の支払い

- ・口座振込依頼書に記入する口座名義は、通帳を開いて一枚目にあるカタカナの名義部分を正確に記入してください。

(確認のため、該当部分のコピーを提出してください。)

(5) 補助金申請書等の様式一覧表

●=地区・自治会で作成する様式

事業名称		申請書	実施計画書	交付決定通知書	補助金請求書	変更承認申請書	変更決定通知書	実績報告書	確定通知書
		様式 1号		様式 2号	様式 3号	様式 4号	様式 5号	様式 6号	様式 7号
支援事業 コミュニティ活動	①-1地区・自治会による公共的・公益的な活動 (・レクリエーション活動 ・地域内の文化的な活動 ・その他コミュニティ活動)	●	—	町	●	●	町	●	町
	①-2 地区・自治会による地域敬老会開催活動	●	●	町	●	●	町	●	町
	②コミュニティ掲示板	●	注1 ●	町	●	●	町	●	町
地域カステップ アップ事業	①地域課題の解決につながる活動	●	●	町	●	●	町	●	町
	②花いっぱい活動	●	—	町	●	●	町	●	町
	③地区連絡会活動	●	—	町	●	●	町	●	町

注1 コミュニティ掲示板「実施計画書」を提出する際には、掲示板の「新設・移設」及び「更新」の場合に限り、「土地権利者の同意書」の提出が必要となります。

(6) その他

- ・領収書は、コピー可ですが、使用目的・内訳がわかるものを提出してください。
(業者名、金額のみのものは不可です。→例：景品代、やきそば材料代等内訳が不明なものは不可。)
- ・業者の領収書で納品内訳書がある場合は添付してください。
- ・スーパーなどのレシートでも内訳の記載があれば可です。
(品目が不明な場合は、添え書きしてください。)
- ・その他必要に応じて、内容明細を添え書き、または別紙で内訳表を添付してください。
- ・区長・自治会長等の支出証明書は不可です。

地区・自治会で管理しているコミュニティ掲示板に関する補助制度は以下のとおりです。

(1) 申 請

コミュニティ掲示板に関する補助金を利用する場合は、事前に申請が必要です。対象項目と補助限度額は以下のとおりです。

種 別	補助限度額 (1箇所あたり)
修 繕	2万円以内
撤 去	5万円以内
新設・移設	10万円以内
更新 (撤去を含む)	12万円以内

【注意事項】

- * 新設・移設及び更新の場合、申請者はあらかじめ設置希望地の土地所有者から書面による承諾を受ける必要があります。設置希望地が公共施設、公共用地の場合も同様です。(町所有地の場合には、ご相談ください。)
- * コミュニティ掲示板の設置場所は、地区内の道路環境などを考慮し、最もコミュニティ事情の提供に適している場所を選定してください。
- * 申請は、当該地域の区長・自治会長が行ってください。
- * 設置されたコミュニティ掲示板は、常に適正な維持管理に努めてください。



(2) コミュニティ掲示板一覧

◆地区・自治会用掲示板（98箇所）

番号	所 在	目 標 物	地 区 名
1-1	国納 808-1	八河内集会所	八河内
1-3	和戸 2103-384	桃山台自治会会館	桃山台
1-4	和戸 2103-196	桃山台中央公園	桃山台
1-5	和戸 2103-140	桃山台南公園	桃山台
1-6	和戸 965-4	かなえ歯科医院付近交差点	沖の山
1-7	和戸 1018-28	ディアコート公園	ディアコート
1-9	和戸 736-4	備前前堀川付近	本郷
1-10	国納 846	地藏前	八河内
1-11	和戸 1109-1	小島宅付近	沖の山
1-12	和戸 944 - 3	沖の山集会所	沖の山
2-1	宮代台 1-13	旧リビングセンターよしおか	宮代台
2-2	宮代台 2-1	宮代台南遊水地公園	宮代台
2-3	西条原 1201	宮代台集会所	宮代台
2-4	宮代台 1-21	宮代台北遊水地公園	宮代台
2-5	宮代台 3-3	宮代台中央公園	宮代台
3-1	和戸 3-9	和戸児童公園	和戸3丁目
3-2	和戸 3-2-6	マルヤ 和戸店	和戸3丁目
3-3	和戸 2-5-1	和戸公民館	和戸2丁目1
3-5	和戸 4-4	中華料理うめぞの裏	和戸4丁目1
3-6	和戸 5-2	一茶裏	和戸5丁目
3-7	須賀 2268-3	万願寺橋公園	和戸5丁目
3-8	和戸 2-6-33	和戸クレストヒルズ エントランス	和戸2丁目2
4-1	西条原 900-1	とんかつ ぶんど	西条原新田
4-2	西条原 981-1	柳沢工務店約 150m先交差点左側	西条原新田
4-3	西条原 1391 付近	為ヶ谷宅	西条原深戸
4-4	西条原 1324-10	稲山音楽教室	西条原深戸
4-5	東条原 460-3	島通り看板から約 50m 交差点	西条原島
4-6	東条原 379-2	地藏堂	東条原
4-7	西条原 1537-4 付近	宝光寺の先 100m程の左側	西条原島
4-8	東条原 250-1	コーポ森山前	東条原
4-9	西条原 660-4	西条原集会所	新中通
4-10	西条原 573 付近	門井宅	新中通
5-2	須賀 1196-4	須賀上集会所	須賀上
5-3	須賀 1670-1	金子宅	須賀下
5-4	須賀 702-1	福沢建設	金剛寺

番号	所 在	目 標 物	地 区 名
5-5	国納 260-4	国納集会所	国納南
5-6	須賀 1872-12	変電所	須賀島
5-7	国納 292-2	国納橋	国納北
5-8	須賀 1125-1	須賀集会所	須賀下、金剛寺
6-1	学園台 1-8	学園台宮前幼児公園	学園台
6-2	学園台 2-1	学園台けやき公園	学園台
6-3	学園台 3-8	学園台あおぎり公園	学園台
6-4	学園台 2-12-1	学園台集会所	学園台
7-1	本田 4-8-13	辰新田集会所	辰新田
8-2	中島 231-5	松村税務会計事務所	新若
8-3	中島 253	やまざき理容店	新中町
8-4	百間 6-655	一庵坊	川島 2
8-5	百間 5-4	大谷ハイム	稲荷町
8-6	百間 5-1-29	百間公民館	稲荷町
8-7	百間 5-5	地下道	稲荷町
8-10	百間 3-9	横手仏具店	旭町 2
8-11	中島 214-2	東小プール	新中町
8-12	百間 1-6	中村建設駐車場	切戸
9-1	宮代 3-7	百間中学校脇（東側）	新道 2
9-3	宮代 2-1	旧分教場跡地	新道 3
9-4	宮代 1-6	長沢クリーニング	宮代 1 の 1
9-5	宮代 1-1	ヴァンベール東武動物公園	宮代 1 の 1
9-6	中央 2-9-3	新道集会所	中央 1
9-7	中央 2-9	新道集会所児童公園内	中央 1
10-1	山崎 310-1	宿集会所	宿
10-2	西原 505	西原団地集会所	西原団地
10-4	逆井 120	逆井集会所	逆井
10-5	逆井 345	坂巻林業原木置場（トクホン裏）	逆井
10-7	西原 287-4	西原集会所	西原
10-8	金原 43	金原集会所	金原
10-9	山崎 242	山崎集会所	山崎
11-1	宮東 522-1	カット&パーマフォルテ約 100m先左側	柚ノ木 1
11-2	宮東 650-1	宮東集会所	柚ノ木 2
11-3	宮東 878	松ノ木島集会所	松ノ木島
11-4	宮東 373-2	内野集会所	内野
11-5	中島 386	若宮集会所	若宮
11-6	中島 94-4	中須集会所	中須

番号	所 在	目 標 物	地 区 名
12-1	道佛 626-2	杉戸第2宿舎	道仏3
12-2	道佛 603-1 地先	ピアシティ宮代北側	道仏1
12-3	宮代 2-8-6	道仏集会所	道仏1
12-6	道佛 2-12	道佛南公園	道仏1
12-7	道佛 1-6	きりかぶ公園	道仏1
12-8	道佛 3-22	桜の道公園	道仏1
12-9	道佛 3-16	風土記の丘公園	道仏1
13-1	川端 285	鈴木金物店前有料駐車場	姫宮
13-2	姫宮 373-1	姫宮集会所	姫宮
13-3	姫宮 117-3	藤曽根集会所	藤曽根
13-5	東 455	姫宮保育園	東
13-6	東 421	島村石油	東
13-7	東 410-1	東集会所	東
13-8	東 122-1	中寺集会所	中寺
13-10	中 109	中集会所	前原
13-11	中 27	小島宅前	前原
14-1	川端 4-5	川端交差点	川端3
14-2	川端 3-13-27	川端集会所	川端2
14-3	川端 2-1	姫宮郵便局	姫川町2
14-4	川端 1-1	姫宮駅東口付近	姫川町1
14-5	川端 2-9	笠原沼落付近	柚ノ木1
15-1	東姫宮 2-11-24	姫宮南団地集会所	姫宮南団地
15-2	東姫宮 2-9	姫宮東公園	姫宮東団地
15-3	東姫宮 2-8	にじ広場	姫宮南団地
15-4	東姫宮 1-1	姫宮駅西口	姫宮北団地
15-5	東姫宮 1-9-6	姫宮北団地集会所	姫宮北団地

※撤去などに伴う欠番あり。

3	コミュニティ助成事業	(財)自治総合センター https://www.jichi-sogo.jp 地域支援課 地域振興担当 窓口：進修館ボランティア室 電話33-3846
----------	-------------------	--

(財)自治総合センターが、宝くじ普及広報に係る収入を財源とし、コミュニティ活動に関わる資金の助成を行います。

(財)自治総合センターより募集がありましたら町からお知らせします。
 なお、毎年募集があるとは限りません。(8月予定)

(1) 助成対象

事業区分	事業の概要	助成金額	事業例
一般コミュニティ 助成事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業	100万円～ 250万円	コミュニティ促進 関連備品
地域防災組織 育成助成事業	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織(自主防災組織)又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業	30万円～ 200万円	防災・救命関係用 具等
コミュニティセンター 助成事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業	対象事業費の 3/5 1,500万円 限度	*土地の取得費、 造成費、解体費等 は対象外
青少年健全 育成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業	30万円～ 100万円	レクリエーション 大会、スポーツ教 室等

(2) 助成対象団体

コミュニティ組織(自治会、町内会等)またはコミュニティ組織の連合体

※地域防災組織育成助成事業は、自主防災組織又はその連合体が対象

※コミュニティセンター助成事業は、認可地縁団体が対象

例年、申請書類の提出期間が大変短く、書類作成などの事前準備に費やせる期間がありません。申請をお考えの地区・自治会におかれましては、予め、担当までご相談ください。

また、本助成事業は申請しても必ず助成されるものではありません。

(財)自治総合センターによる審査の結果、助成決定されるものですので、予めご留意ください。

4	集会所補助金	地域支援課 地域振興担当 窓口：進修館ボランティア室 電話 33-3846
---	---------------	--

集会所の建設や修繕、集会所敷地の借地料について、地域住民の福祉の向上及び地域社会の維持・形成に資することを目的に交付する補助です。なお、建設費及び修繕費補助において、補助対象経費が5万円以下となる場合は補助の対象となりません。（工事区分ごとで判断）

集会所整備事業補助金制度		
補助対象事業	補助率・補助限度額等	その他
建設費補助 (増築は除く)	<div style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">県補助対象</div> 補助率 1/2以内 補助限度額 100万円以上 1,000万円以内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請期限</div> 随時（要事前相談） 例) 新築工事 (2,000万円) の場合 町 1,000万円、地区・自治会 1,000万円	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※県補助金（注1）の対象となる事業</div> 単なる集会所的な使用目的では対象とはなりません。 地域コミュニティ活動に必要な機能 を有する拠点となる施設の整備であり、あ わせて施設を活かした地域コミュニティ活 動（注2）を実施すること、町からも補助 金が交付されることが条件となります。
	<div style="background-color: #000080; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">県補助対象外</div> 補助率 1/2以内 補助限度額 500万円以内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請期限</div> 随時（要事前相談） 例) 新築工事 (1,000万円) の場合 町 500万円、地区・自治会 500万円	(注1) 県補助金とは、埼玉県「市町村と地域団 体との協働事業補助金」をいいます。 (注2) 地域コミュニティ活動の例…子どもを育む 活動や高齢者のいきがい作り活動等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※施工の前年度に事前要望が必要</div> 県補助金は、補助事業の実施年度の前年度 に、県への事前要望が必要。
修繕費等補助	補助率 1/2以内 補助限度額 200万円以内 ※1,000円未満切捨て ※災害その他やむを得ない事情 があった場合はこの限りではあり ません。 整備補助（土地の造成等、コミュ ニティ広場の整備）は100万円 以内 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請期限</div> 随時（要事前相談）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※対象事業となるもの（注3）</div> <ul style="list-style-type: none"> ・原状回復のための修繕 例) 屋根など建物の修繕、玄関など建具の修繕 ・バリアフリー化のための改修 例) 畳から床への改修、トイレの洋式化 ・時代変化により必要となった改修 例) 照明のLED化 ・コミュニティ活動の場整備 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">(注3) 修繕内容によっては、対象とならない工事 もありますので、事前にご相談ください。また、 担当者が現地確認をさせていただく場合があります。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">※大規模修繕を計画している場合には、事前 に担当までご相談ください。（「集会所整 備予定調書」ハンドブック Q&A P12 参照）</div>
税金に関わる 借地料補助	固定資産税額相当額及び 都市計画税額相当額 ※税額の補助制度です。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請期限</div> 5月29日（金）	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">交付対象 (14箇所)</div> 集会所用地の借地料を払っている地区・自治 会※借地料のうち固定資産税額分が対象 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">該当集会所</div> 中寺・西原団地・藤曾根・川端・松ノ木島・内野・ 中須・須賀上・須賀島・東条原・国納・宮代台・和 戸宿・沖の山 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※下線地区については、都市計画税対象地区（3箇 所） </div>

※当該補助金は予算の範囲内での補助となります。

集会所一覧

◆対象となる集会所（37箇所）

番号	集会所名	所在地	管理地区名（略称）
1	東集会所	東410-1	東
2	中寺集会所	東122-1	中寺
3	中集会所	中109	西・前原
4	金原集会所	金原43	金原
5	逆井集会所	逆井120	逆井
6	山崎集会所	山崎243	山崎
7	宿集会所	山崎309	宿
8	西原集会所	西原284	西原
9	西原団地集会所	西原505	西原団地
10	藤曾根集会所	姫宮117-3	藤曾根
11	姫宮集会所	姫宮373-1	姫宮
12	姫宮南団地集会所	東姫宮2丁目11-24	姫宮南団地
13	姫宮北団地集会所	東姫宮1丁目9-6	姫宮北団地
14	川端集会所	川端3丁目13-27	川端1・川端2・川端3
15	宮東集会所	宮東650-1	柚ノ木1・柚ノ木2
16	松ノ木島集会所	宮東878	松ノ木島
17	内野集会所	宮東373-1	内野
18	若宮集会所	中島386	若宮
19	中須集会所	中島94	中須
20	道仏集会所	道佛231	道仏1・道仏3
21	新道集会所	中央2丁目9-3	笠原2・新道1・新道2・新道3・宮代1-1・宮代1-2・中央1・中央2
22	弁天会館	百間2丁目6-1	桜木町・弁天町
23	蓮谷集会所	百間1041	蓮谷
24	辰新田集会所	本田4丁目8-13	辰新田
25	学園台集会所	学園台2丁目12-1	学園台
26	須賀上集会所	須賀1196-4	須賀上
27	須賀集会所	須賀1125-1	須賀下・金剛寺
28	須賀島集会所	学園台1丁目17-13	須賀島
29	東条原集会所	東条原367	東条原
30	西条原集会所	西条原660	西条原島・西条原中通1・西条原新中通・西条原新田・西条原深戸
31	国納集会所	国納260-4	国納南・国納北
32	宮代台集会所	宮代台2-15-6 西条原1202	宮代台
33	和戸宿集会所	和戸3丁目10-6	和戸町内会（和戸丁目全域）
34	沖の山集会所	和戸944-3	沖の山
35	八河内集会所	国納809	八河内
36	桃山台自治会館	和戸2103-385	桃山台
37	百間集会所	百間5-1-29 （百間公民館内）	旭町1・旭町2・稲荷町

5	防犯灯	くらし安全課 防犯・交通安全担当 窓口：役場2階⑩番 電話 34-1111 (内線272、278)
----------	------------	--

安心で安全に暮らせるまちづくりの一環として、暗い夜道を照らし通行の安全や犯罪を未然に防ぐことを目的に、防犯灯を町内に設置しています。

(1) 新規設置について

新たな箇所への設置については、公平性・透明性を持った設置を行うため、7月に区長・自治会長を通して設置要望を受け付けています（5月地区連絡会時に、申請書類等配布）。申請受付後、市民参加による審議を経て、設置の可否を決定します。なお、年1回の申請となりますので、地区において年間を通じて新規設置希望の取りまとめをお願いします。

▼設置の基準

防犯灯は、原則として次の①から④までの要件をすべて満たす場合に設置することができます。ただし、設置申請が多い場合は、あらかじめ決められている予算の範囲内で設置を行うため、次の要件を満たしていても設置できないこともあります。

- ①犯罪や事故等が発生し、または、発生するおそれがある道路であること。
- ②町道または県道であること。
- ③最も近い既存の防犯灯から概ね50m以上の距離を有すること。
- ④周辺に道路照明灯など防犯灯の代わりとなる照明器具がないこと。

▼申請の際に

設置を希望する箇所に隣接する家屋等がある場合や私有地に設置を希望する場合は、その家屋等の世帯主や土地の所有者の承諾が必要となります。詳しくは、申請方法等を区長・自治会長あてにご案内いたします。

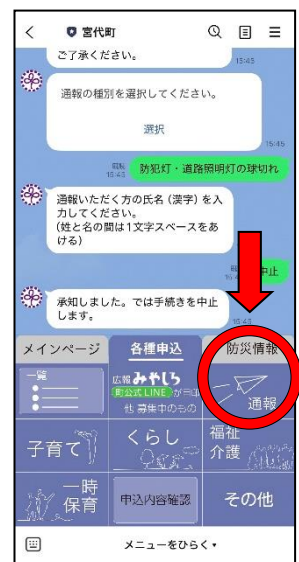
(2) 球切れや破損を発見した場合

防犯灯の球切れや破損を発見した場合には、防犯灯についている防犯灯番号（下記写真参照）を随時上記担当までご連絡ください。状況の確認が必要なことから、なるべく発見されたご本人からお願いいたします。なお、器具等の交換が必要な場合には、1週間程度かかりますのでご了承ください。

- この防犯灯プレートの番号をご確認ください。



- 町公式LINEから報告できます
ページ下部の「通報」を押して、報告してください。



<p>一戸一灯運動の お願い</p>	<p>防犯灯だけで夜道を明るくするのは、難しいのが現実です。そこで、地域の人々が連携し、夜間、家庭や会社の門灯や玄関灯を終始点灯させて街全体を明るくし犯罪の発生しにくい環境をつくる「一戸一灯運動」をお願いいたします。一戸の家の「灯り」は点にすぎません。</p> <p>でも、一戸一灯運動が広がれば点は、面となり、やがて地域全体が明るくなります。是非、ご協力ください。</p>
------------------------	---

安心で安全に暮らせるまちづくりの一環として、道路交通の円滑化と事故防止を図るため、見通しの悪い交差点等にカーブミラーを町内に設置しています。

（1）カーブミラーとは

見通しの悪い交差点や急カーブで、運転席（ドライバー）からは見えない場所にいる車や歩行者の存在を知らせてくれるのがカーブミラーです。交差点部においては優先道路でない側の道路（従道路）から見て見通しの悪い場合に設置するものです。

ただし、カーブミラーが対象物を映し出す範囲には限界があり、カーブミラーに何も映っていないからといって安全であるとは限りません。カーブミラーの役割は、あくまでもドライバーの死角を間接的に「補助」するものであり、最終的には、見通しが悪い場合は、ドライバーが自分の目で安全を確認することが必要となります。

（2）新規設置について

新たな箇所への設置については、公平性・透明性を持った設置を行うため、7月に区長・自治会長を通して設置要望を受け付けています。（5月地区連絡会時に、申請書類等配布）。

申請受付後、市民参加による審議を経て、設置の可否を決定します。なお、年1回の申請となりますので、地区において年間を通じて新規設置希望の取りまとめをお願いします。

▼設置の基準

カーブミラーは、原則として次の要件を満たす場合に設置することができます。ただし、設置申請が多い場合は、あらかじめ決められている予算の範囲内で設置を行うため、次の要件を満たしていても設置できないこともあります。

- ①塀などの工作物により、見通しが悪く安全確認が困難であること。
- ②不特定の車両等の通行があること。
- ③車両等の通行に十分な道路幅員が確保されており、カーブミラーの設置により通行に支障が生じないこと。
- ④町道と県道又は町道と町道の交差点であること。
- ⑤町道の見通しの悪いカーブであること。

※私道から町道への出入り口などは、利用者が特定されるため、申請いただいても設置することができませんので、あらかじめご了承ください。

▼申請の際に

設置を希望する箇所に隣接する家屋等がある場合や私有地に設置を希望する場合は、その家屋等の世帯主や土地の所有者の承諾が必要となります。詳しくは、申請方法等を区長・自治会長あてにご案内いたします。

（3）破損等を発見した場合

事故等によりカーブミラーの破損を発見した場合には、カーブミラーについている管理番号を随時上記担当までご連絡ください。また、修繕工事が完了するまで1～2週間程度かかりますのでご了承ください。

7	自主防災・防犯組織補助金	くらし安全課 危機管理担当、防犯・交通安全担当 窓口：役場2階⑩番 電話 34-1111（内線276、277、272、278）
----------	---------------------	---

自主防災・自主防犯組織の活動に対する補助制度です。町内の各地区や地域での自主防災・自主防犯組織の活動を応援します。

(1) 目的

災害や犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した自主防災及び防犯組織の活動を支援するため補助金を交付します。

(2) 対象

地域に密着した組織で、行政区、自治会及び事業所単位、またはそれらを連合とした防災及び防犯に関する活動組織で町長に設立の届出のあったものです。

- ・ 構成員が概ね10人以上であるもの。
- ・ 目的を達成するための活動計画または活動のための明確な意思があるもの。

(3) 対象事業 宮代町安心安全まちづくり推進事業補助金交付要綱参照
 (詳しくは担当までお問い合わせください。)

◇自主防災活動事業

防災用の資機材の購入費

自主防災組織が購入する防災資機材等に要する費用

- 補助額 初年度 購入金額の3/4以内 上限40万円
- 次年度以降 購入金額の1/2以内 上限20万円～10万円
- * 設立年度により補助金の上限額が異なります。

防災拠点の整備に要する経費

自主防災組織が防災拠点を整備するのに要する経費

- 補助額 初年度 購入金額の3/4以内 上限40万円
- 次年度以降 購入金額の1/2以内 上限20万円～10万円*
- * 整備開始年度により補助金の上限額が異なります。

防災訓練の実施に要する経費/防災に関する意識啓発及び研修に要する経費

自主防災組織が行う防災訓練又は意識啓発・研修にかかる経費

- 補助額 世帯数×100円+団体数×1万円* 上限15万円
- * 実支出額の方が少ない場合はその額

防災士の資格取得に要する経費

防災士の資格取得にかかる経費

- 補助額 防災士研修センター等が実施する講座受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格認証登録料の実支出額(100円未満切捨て)

◇自主防犯活動事業

防犯用の資機材購入に要する経費

自主防犯組織が購入するパトロール、啓発活動、備品等の購入に要する経費

- 補助額 初年度 購入金額の1/2以内 上限15万円
- 次年度以降 購入金額の1/2以内 上限7万円

防犯に関する意識啓発, 研修及び訓練に要する経費

自主防犯組織が行う意識啓発、研修にかかる経費

- 補助額 世帯数×100円+2万円 *実支出額の方が少ない場合はその額

地域環境改善活動に要する経費

落書き消し、死角となる危険箇所の是正に伴う経費

- 補助額 世帯数×100円+2万円 *実支出額の方が少ない場合はその額



8	公園管理報奨金	未来のまち整備課 都市計画・土地利用推進担当 窓口：役場2階⑬番 電話 34-1111（内線 342、343）
----------	----------------	--

(1) 趣 旨

公園環境の維持管理を利用者の視点に立って実施することにより、地元住民の皆様と行政のパートナーシップ（協働）の輪を広げ、良好な都市環境の創造と地域コミュニティの発展に資することを目的として、公園管理協定に基づき雑草等の除草・廃棄等の作業を主体的に取り組んでいる地区（自治会）に対し、公園管理報奨金を交付するものです。

(2) 公園管理の役割分担

公園管理協定に基づく公園管理の役割分担は、次のとおりです。

地区（自治会）等 （公園管理協定第3条）	宮 代 町 （公園管理協定第4条）
<ul style="list-style-type: none"> ・危険行為者に対する注意・通報 ・遊具の破損、害虫発生等の通報 ・空き缶、ゴミ等の収集・廃棄 ・雑草等の除草・廃棄 ・樹木等の軽微な剪定 ・その他簡易な施設修繕等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期パトロールの実施 ・遊具等の点検・修繕 ・樹木の剪定 ・病虫害の駆除・消毒 ・電気、水道料金の支払い ・苦情等への対応 ・その他公園全般の維持管理等

(3) 公園管理報奨金の額

公園管理協定に基づき、地区（自治会）が「(2) 公園管理の役割分担」に示す全ての事項を実施していただいた場合には、次の表により算出した額（年額）を公園管理報奨金として該当する地区（自治会）に交付します。

基本額	面積割額
5,000 円	300 m ² を超える面積に対し、100 m ² ごとに 1,000 円

- (例) A地区管理面積 510 m²の場合・・・ 7,000 円（基本額 5,000 円+面積割額 2,000 円）
 B地区管理面積 1,250 m²の場合・・・ 14,000 円（基本額 5,000 円+面積割額 9,000 円）
 C地区管理面積 8,300 m²の場合・・・ 85,000 円（基本額 5,000 円+面積割額 80,000 円）

(4) 公園管理報奨金の交付手続き

- ①公園管理報奨金の振込口座の照会（4月）
- ②振込口座を町に連絡（5月）
- ③報奨金を指定口座に振込（9月）

(5) その他

公園管理報奨金の対象となる公園 100 m²につき 20 枚を目安に、除草等の際に使用する「燃やせるごみの指定袋（45ℓ）」を配布します。

9	地域のふれあい居場所づくり支援事業補助金	健康介護課 高齢者支援担当 窓口：役場1階⑥番 電話 34-1111 内線 382、383、384
---	-----------------------------	--

地域に住む高齢者が気軽に集える場を地域の皆様が主体的に運営提供することで、高齢者の閉じこもりの解消と、世代間交流が生まれます。多様な活動を通して、高齢者の元気アップにつながる地域交流サロン及び健康づくり自主グループに必要な備品の購入費用及び施設利用料を助成します。

1 補助対象

下記の1～3の要件を満たす事業
<p>1 運営主体 町内の各自治会（合同開催を含む）、有志、ボランティア団体、NPO法人などで高齢者の居場所づくりを目的とした地域サロンや健康づくりのグループ（営利目的の団体を除く）</p> <p>2 参加対象者 町内に居住する65歳以上の高齢者、概ね10人以上の参加が見込めること</p> <p>3 開催場所 町内の公共施設、集会所、介護施設、賃貸住宅など</p>

2 補助額

補助額	対象となる条件や内容
【備品購入費・新規交付】 10万円を限度とする実費分	対象となる条件 月1回以上開催 1開催あたり1.5時間以上
	補助内容 交付申請初年度を含め3か年度に合計10万円を上限として交付
【備品購入費・再交付】 5万円を限度とする実費分	対象となる条件 月2回以上開催 1開催あたり1.5時間以上 誰でも参加可能(性別や住所、自治会等の要件がない)
	補助内容 備品購入費にかかる最終交付を受けた日から5年を経過する年度の翌年度以降から、その年度を含め3か年度に合計5万円を上限として交付
【施設使用料】 1開催あたり1,000円を限度とする実費分	対象となる条件 月2回以上開催 1開催あたり1.5時間以上 誰でも参加可能(性別や住所、自治会等の要件がない)
	補助内容 1開催あたり1,000円を上限に交付 ただし、1か年度の補助対象となる開催数上限は下記の通り 月2回開催 26回/月3回開催 39回/月4回以上開催 52回

3 その他

- ・補助対象となる備品
長机、椅子、血圧計、CDラジカセ、電気ポット、調理器具、食器など
- ・地域交流サロンの開設や健康づくり自主グループの立ち上げ、支給要件や補助金の申請方法など、詳しくは、健康介護課・高齢者支援担当にお問い合わせください。

10	ごみ集積所環境整備補助金	環境資源課 資源循環担当 窓口：役場2階⑩番 電話 34-1111 (内線 296、297、298)
----	--------------	---

ごみ集積所を清潔に維持管理する地域の活動を支援するため、ごみ集積所の清掃活動や維持管理に必要な経費を区長・自治会長をはじめとするごみ集積所を管理している方々に対して補助金を交付するものです。

1 交付対象となる集積所

宮代町がごみを収集している集積所

2 申請者

区長・自治会長、廃棄物減量等推進員またはごみ集積所利用者の代表者

3 補助の対象

- ・防鳥ネット等ごみの飛散防止に使用する用具
 - ・ほうき、ちりとり等の清掃に使用する用具
 - ・その他ごみ集積所の維持管理に要する用具及び用具を設置・修繕する経費
- ※購入前に事前に宮代町までご相談ください。

4 補助対象外

- ・この補助金の交付を受けると、翌年度は同じ集積所で補助を受けることはできません。
例) 令和8年度中に補助金の交付を受けた場合、次回、補助を受けることができるのは、令和10年4月以降に購入及び設置を行った場合です。
- ・補助金の申請は、必ず補助対象用具等を購入・設置した年度内に行ってください。次年度以降に申請した場合、この補助金の交付を受けることはできません。
例) 令和8年4月1日に購入・設置した場合、令和9年3月31日までに申請してください。

5 補助の要件等

- ・購入した用具等が収集業務や周辺の通行に支障にならないこと。
- ・購入した用具等を適切に維持管理すること。

6 補助金額

購入価格（消費税含む）の1/2で、ごみ集積所1カ所あたり年額3,000円を限度とします。

※100円未満は切り捨てです。

※複数のごみ集積所をまとめて申請することもできます。

例) 購入金額 5,520円の場合 ⇒ 補助金額 2,700円 (100円未満切捨て)

※申請書類

- ①申請書
- ②申請明細書
- ③領収書の写し (レシート可)
- ④ごみ集積所の位置図
- ⑤写真 (補助対象用品を設置した集積所)



飼い主のいない猫（野良猫）の排せつ物や鳴き声など、野良猫が原因となった地域の環境問題の解決のため、野良猫の繁殖抑制やえさ、トイレの適正管理に取り組む地域を、町とボランティア団体（宮代すみねこ会）が支援します。

●町の支援（一例）

- (1) 野良猫のえさやり方法などに関する住民啓発
- (2) 野良猫の不妊手術（TNR※）の実施
 ※TNR…野良猫を捕獲し（Trap） 不妊手術をし（Neuter）
 元の場所に戻す（Return）こと



©公益財団法人どうぶつ基金

●支援の流れ

- (1) 野良猫の発生状況や被害の内容について、町担当に相談
- (2) 野良猫対策の具体的な方法などについて、自治会、町、ボランティアで協議
- (3) 自治会、町、ボランティアの3者の連携により、自治会内で対策を実施
 ※自治会に担当いただく業務の例…

- ・住民へのチラシ回覧 ・えさやり行為者の情報収集 ・猫用トイレの管理

お知らせ

◆ 宮代町は『地域猫活動』を推奨・推進しています

地域猫活動とは、野良猫問題を地域の環境問題としてとらえ、住民（自治会）、ボランティア、行政が力を出し合い、連携して、問題を解決していく活動です。宮代町では、この活動を猫による環境問題対策の活動として、推奨・推進しています。

地域猫活動とは

- 1) 繁殖抑制・・・ 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、繁殖を制限し、一代限りとし
- 2) えさの管理・・・ ゴミあさりさせないようえさをキッチンと与え、片づけを行い
- 3) トイレ管理・・・ 地域住民の方の協力で、トイレなどを設置し糞尿の被害対策を行う



◆ 動物への虐待行為は犯罪です

野良猫も法律で守られています。以下のような行為は犯罪（『動物の愛護及び管理に関する法律』第44条違反）であり、罰金や懲役などの刑が科されます。発見した場合は、杉戸警察署（0480-33-0110）または環境資源課までお知らせください。

✕

- 野良猫を捕獲し連れ去り、遠方に遺棄する行為
- 野良猫に危害（殴る・蹴る等）を加える行為
- 野良猫に毒（農薬など）を与える行為

◆ この取組は公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業を活用しています

さくらねこ無料不妊手術事業の詳細はホームページをご覧ください。



ごみのないきれいな町を実現するため、地区・自治会の活動の一環として、地域の道路や公園など、公共スペースのごみ拾いなどの清掃活動を行っていただくものです。町は、実施を希望される地区・自治会に対して、ごみ袋の支給などの支援を行います。



●町の支援

- ごみ袋の支給 ①指定ごみ袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ)
②半透明袋(びん・缶・PETボトル、その他のごみ)

『地区・自治会クリーン活動』実施の流れ

<項目>	<主体・担当>	<内容>
実施希望の確認 ※4月上旬 ▼	【自治会】→【町】	●申請書を町に提出(役場窓口・FAX・メール) ※希望する自治会のみ
ごみ袋配布 ※4月中旬 ▼	【自治会】←【町】	●区長宅などへ活動用のごみ袋を配布
清掃、ごみ出し ※4月～6月 ▼	【自治会】	●清掃したごみは分別し、分別ごとにごみ出しの日 に集積所にごみ出し ※粗大ごみなど回収されないごみがある場合は 役場担当まで連絡(注1)
回収	【町】	●ごみを回収 ※各自で久喜宮代清掃センター に直接搬入も可(注2)

注1:連絡時間＝月～金 8:30～17:15

注2:直接搬入時間＝火～金 9:00～11:30、13:00～16:00
このほか、日曜搬入受入日あり(月1回)

●注意事項

日程について …●対象期間：4月～6月 ※自ら久喜宮代清掃センターにごみを直接搬入される場合は、受付にて「クリーン活動ごみ」と申告すれば、無料で搬入できます(搬入可能日：火～金)。

清掃場所について…●清掃場所は道路や公園等、地域の公共用スペースに限ります。個人の空き地、民間駐車場、工場・店舗の敷地などは対象外です。

ごみ分別について…●清掃ごみは、家庭ごみの分別ルールに従って分別し、分別ごとのごみ出しの日集積所に出してください。

●粗大ごみなど、町の通常の回収を行っていないごみがある場合は、お手数ですが、役場担当(上記)までご連絡ください。

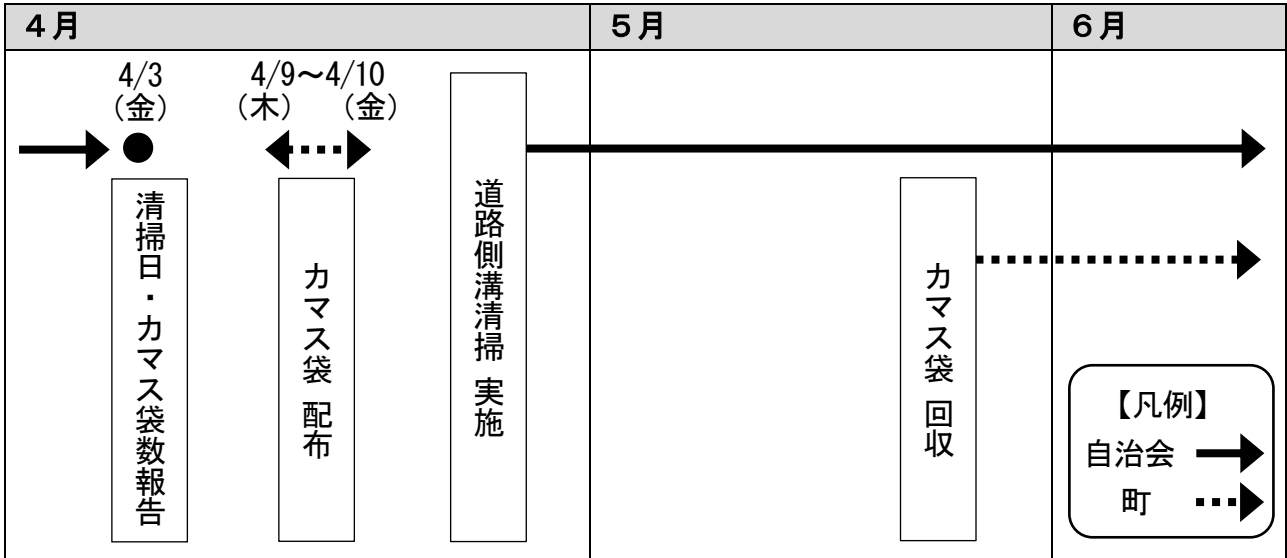
ごみ出しについて…●清掃したごみは、通常の分別ルールどおりに分別し、ごみ出しの日にあわせて、普段の集積所に出してください。※ごみの内容によっては、ごみ出しまで数日程度、ご自宅などでの一時保管が必要となる場合があります。その際は、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

●大量の清掃ごみが発生し、集積所がいっぱいになり、ごみがあふれる場合は、役場担当(上記)までお知らせください。

保険加入について…●事故等、万が一の事態への対応として、町が保険に加入します。

地区内の道路側溝の清掃を希望する地区に対する支援として、たい積物を処分するためのカマス袋の配布と回収を行います。

● カマス袋配布・回収スケジュール



● 清掃日の報告について

清掃の実施を予定される場合、各地区・自治会内で日程調整のうえ、所定の報告書により、清掃の日程・カマス袋の枚数・カールアップ（側溝のふたを開けるための器具）使用の有無及び必要台数について **4月3日（金）まで**にご連絡ください（期限内での報告が難しい場合はその旨ご連絡ください）。

※4月3日（金）以降も、清掃実施予定は随時受け付けています。詳しくは、担当までご相談ください。

● カマス袋配布について

カマス袋は、特にご要望等が無ければ、区長・自治会長様のご自宅に、シルバー人材センターの担当者が配布します。

■ カマス袋配布日程 4月9日（木）、4月10日（金）

※上記期日より早く清掃を実施する場合、個別に配布の対応をいたします。その場合、お早目に担当までご連絡ください。

※上記日程以外は、役場窓口での配布となります。ご了承ください。

※前回のカマス袋が残っている場合、今年も使用可能です。

● 清掃実施後の報告について

各地区・自治会で道路側溝の清掃を行ったら、所定の報告書により、速やかに【カマス置場地図】を提出してください。

● カマス袋回収期間について

ご提出いただいた地図をもとに、委託業者がカマス袋を回収します。回収期日は5月中旬以降、数回に分けて実施します。

● 道路側溝の管理について

町道の側溝の管理はまちづくり建設課で行っています。道路側溝の管理に関する相談等は、まちづくり建設課 道路担当（役場2階⑯窓口 34-1111内線 332）までお願いします。

町長が自ら出向き、町民の皆さんとの対話を進めながら、皆さんのご意見やご要望をお伺いし、町政の状況などをお話します。

皆さんの想いと、自らの手で地域を創るために、地域の状況に応じて智恵を出しあい、具体的な改善を積み重ねることで未来を描き出す、そのお手伝いを行政がしていきます。町民の皆さんとともに、輝く宮代町を実現していきましょう。

(1) 対象

町内在住、在勤、在学のおおむね10名以上の団体・グループ

(特定の宗教や政治思想に基づかない、営利を目的としない団体等であること。)

(2) 日時

日程については団体等の代表の方と相談の上決定します。時間は概ね1時間です。

(3) 会場

「町長と気軽にトーク」を希望される団体等の方にご用意していただきます。(公共的な施設)

(4) テーマ

町政に関することであれば何でも結構です。

(5) 費用

会場使用料等、「町長と気軽にトーク」にかかる費用については、希望される団体等の方にご負担していただきます。

(6) 申込み

申込書に必要事項を記入し、開催希望日の2か月前から1か月前までに秘書広報担当へ提出してください。申込書は町ホームページ、秘書広報担当に用意してあります。

▶申請書

<https://www.town.miyashiro.lg.jp/0000009193.html>



〈記事 ID9193〉

15	生涯学習よろず出前講座「まちしるべエ」	地域支援課 地域振興担当 窓口：進修館ボランティア室 電話 33-3846
----	---------------------	---

まちづくりの「？」が浮かんだら、出前講座をご利用ください。依頼に応じて町職員が講師として出向き、町の取組や仕事内容についてお話しします。

(1) 経費

講師料は無料です。

ただし、内容によって講座に必要な会場や材料費等の費用については、希望される団体などの方にご負担していただきます。

(2) 開催場所（会場）・参加者

開催場所（会場）は町内に限ります。申込者が用意してください。ただし、メニューによって会場が限られているものもあります。

原則として10名以上のグループでお申し込みください。

(3) 開催できる日時

開催できる日時は、令和8年4月1日から令和9年3月31日（12月26日～1月6日の年末年始を除く。）の9時から21時までの間で、1日1講座（講座別に定められた時間内）です。

ただし、担当課や職員の業務日程により、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(4) 出前講座を受託できない場合

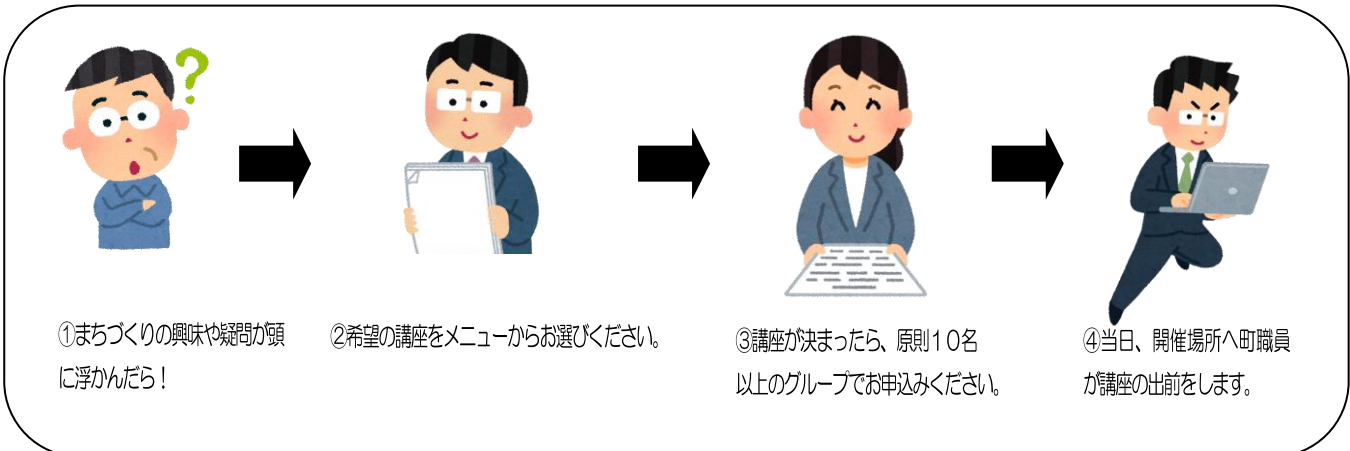
- ①公の秩序を乱し善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- ②政治、宗教、または営利を目的とした催し等を利用されるおそれのあるとき。
- ③その他、本講座の目的に反するとき。

(5) 申込み

希望する講座の担当課と日程などの調整をした後、開催希望日の20日前までに申込書を地域支援課地域振興担当まで持参していただくか、FAXまたはメールでお申し込みください。FAXの場合は、送信後、地域振興担当までお電話で受信確認をしてください。

FAX 0480 (47) 0426

Mail shimin@town.miyashiro.saitama.jp



(6) 講座一覧

講座の数は全部で47 ※庁舎電話番号（34-1111）にお電話をおかけいただき、担当と内線番号をお伝えください。
※（外線）と記載の機関につきましては直接担当機関へ繋がる電話番号となっております。

NO	講座名	講座の内容	時間	担当	内線番号		
1	選挙制度について	選挙の基礎的な話について	1	文書法規担当	202 221		
2	男女共同参画社会がまちを変える！	性別にかかわらず、個性や能力を生かすことができる「男女共同参画社会」について	1	人権推進室	210		
3	宮代町の情報発信	宮代町の公式SNSを便利に使おう！町の情報発信と利用方法について	1	秘書広報担当	207 208		
4	町の将来像	第5次総合計画について	1	政策調整担当	214		
5	宮代町の家計簿	財政のしくみ、町の予算、財政状況について	1	財政担当	216		
6	公共施設の再編	公共施設の再編に向けた取り組みについて	1				
7	国民健康保険制度の概要	制度の概要、保険給付の種類、保険料の算定方法について	1	国保・後期担当	314 315 316 317		
8	後期高齢者医療制度	制度の概要、保険料の算定方法について	1				
9	国民年金加入から受給まで	保険料、給付等の種類と手続き、受給について	1			年金担当	318
10	個人住民税のあらまし	個人住民税の概要について	1	町民税担当	232 233		
11	固定資産税と都市計画税のあらまし	固定資産税、都市計画税の概要について	1	資産税担当	234 235		
12	安心安全のまちづくり講座	自主防犯活動の進め方について	1	防犯・交通安全担当	272 278		
13	災害に備えよう	誰でもできる災害への備え（マイタイムラインの作り方・地元の災害リスクなど）	2	危機管理担当	276 277		
14	自治会ってなあに？	地域コミュニティ組織である自治会の役割や町内の自治会の状況について	1	地域振興担当	33-3846 (外線)		
15	STOP！特定外来生物	アライグマやクビアカツヤカミキリなどの生態についてや被害の状況、町の対策と取組について	1	環境推進担当	293 294		
16	聞いて納得！空き家のはなし	町の空き家対策や取組の紹介、所有者が今からできる・今からしておきたい備えについて	1				
17	家計と環境にお得！ゼロカーボンのはなし	今日からできる地球温暖化対策の取り組み方と、そのお得な効果について	1				
18	私たちのごみのゆくえ	ごみの分別、減量化、リサイクルに関することや、新しく整備される新ごみ処理施設について	1	資源循環担当	297 298		
19	食品ロスを減らしましょう	身近でできる食品ロス削減対策や町の食品ロス削減の取組について	1				
20	宮代町の障がい者福祉について	障がい者福祉サービスについて	1	福祉支援担当	326		
21	子育て支援制度について	子育て支援に関する制度、その他子育てについて	1	子育て支援課	324		
22	みんなで健康マイスター養成講習	健康づくりのヒントについて	1	健康増進担当	32-1122 (外線)		
23	認知症サポーター養成講座	認知症について理解を深め、認知症を抱える方を地域で支える認知症サポーターを養成	1.5	高齢者支援担当	382 383 384		
24	地域交流サロンの立ち上げを応援します	町内で実施している地区の活動事例の紹介、開設相談、補助・支援の内容について	1				
25	高齢者の体力測定会	体力レベル、運動の効果を確認するための体力測定	1.5				
26	フレイルを予防して健康寿命をのばそう	フレイルの兆候に早く気づき、生活を改善して健康長寿をめざすためのヒントについて	0.5				
27	みやしろキラキラ体操	宮代の歌に合わせた誰もが気軽に楽しめる体操	1.5				
28	いきいき百歳体操体験	体力に自身のない方もできる簡単で効果的な介護予防体操	1.5				
29	地域デビュー「初めの一步」	宮代町のシニア世代の現状と町が進めているセカンドライフの取組み	1.5				
30	避難行動要支援者支援制度について	制度の概要と町の取組みについて	1				
31	介護保険の概要について	介護保険と総合事業のしくみ	1.5			介護保険担当 高齢者支援担当	382 385

NO	講座名	講座の内容	時間	担当	内線番号
32	多面的機能支払制度について	多面的機能支払交付金の活用について（地域〈集落〉のみんなで農地や水路を守ろう）	2	農業振興担当	262
33	集落営農組織とは	集落など一定区域で農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う集落営農について説明します。	2		
34	新しい村を知る	農のあるまちづくりの推進拠点「新しい村」の概要説明と施設見学について	1.5		
35	企業・法人による農業参入について	地域〈集落〉で将来の農地の利活用について考えよう	2	農業振興担当 農地調整担当	262
36	あなたを狙う悪質商法にご用心	悪質商法や架空請求等の事例紹介やトラブルに巻き込まれた際の対処法について	1.5	商工観光・ ふるさと納税担当	265
37	大切な人の命を守る家の耐震	耐震診断・改修工事の豆知識や補助制度等について	1	建築開発担当	344 346
38	水道水ができるまで	浄水場などを見学しながら、水道水ができるまでの過程を紹介	1	上下水道室	33-5554 (外線)
39	宮代町の下水道・下水道の役割	中継ポンプ場見学と、下水道の役割について	1		
40	町立小中学校の適正配置	町立小中学校の規模と配置の適正化（再編）の取り組み	1	教育総務担当	426 427
41	小中一貫教育	小学校と中学校が連携して行う教育について	1	学校教育担当	423 424
42	就学相談（教育相談）	小・中学校への就学相談について	1		
43	学校が選べる制度	学校選択の機会が得られる通学区域の自由化について	1		
44	みんなで学ぼう身近な人権	人権教育の普及・啓発を目的とした短編映画を上映	1	生涯学習・ スポーツ振興担当	433
45	ニュースポーツ体験	気軽に楽しめるニュースポーツの体験（さいかつぼーる、モルック、ミニテニス、ポッチャ等）	2		432
46	みやしろ歴史教室	町の歴史をわかりやすく紹介(内容は応相談)	1.5	郷土資料館 文化財保護担当	34-8882 (外線)
47	みやしろ歴史体験学習	火起こし、勾玉づくり、和綴じノートづくり等といった体験学習が行えます。(内容は応相談)	2		



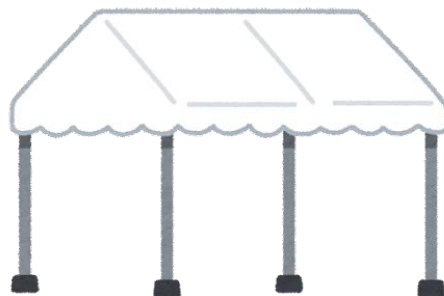
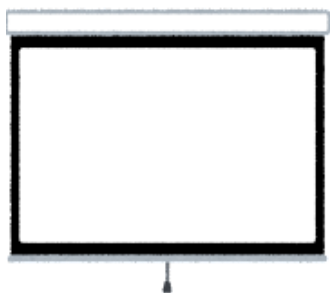
16 町備品貸出

*業務に支障がない場合に貸出可能となる備品です。(無料)

*貸出については、各担当窓口で所定の申請用紙を記入し、手続きを行ってください。

備品名	数量	貸出対象	貸出期間	担当窓口	その他
トンゲ	100	市民活動・コミュニティ活動を実施する団体	利用日とその前後の日にちのみ	地域支援課 地域振興担当 窓口:進修館 ボランティア室 電話 33-3846	町内での利用に限る
ごみ箱	30				
トラメガ(大)	3				
トラメガ(小)	1				
紅白幕	5				
簡易テント (大:3m×6m)	5				
簡易テント (中:3m×4m)	2				
簡易テント (小:3m×3m)	9				
テント用ウェイト 10 kg	30				
テント用ウェイト 20 kg	12				
プロジェクター	1				
スクリーン	1				
折りたたみイス	60				
トランシーバー	30				
机	30				
脚立	10				
ワイヤレスアンプ	2				
ワイヤレスマイク	4				
有線マイク	5				
CD ラジオ	2				
コードリール	7				
プロジェクター	1	防災・防犯研修会等を実施、または参加する下記の団体。 町会、自治会、商工団体、自主防災組織等	利用日とその前後の日にちのみ	くらし安全課 危機管理担当 窓口:役場 2 階⑩番 内線(276、277)	防災・防犯に係る研修等の利用に限る
スクリーン	1				
マイクセット	1				
研修用ビデオ・DVD	3 種				

プロジェクター	2	地域交流サロン、介護予防・健康づくり活動団体、さわやかクラブ連合会、地域敬老会などの高齢者関係事業を実施する団体 (営利・政治・宗教目的でない団体)	利用日とその前後の日にちのみ	健康介護課 高齢者支援担当 窓口:役場1階⑥番 内線(382、383、384)	町内での利用に限る
DVD プレーヤー	1				
スクリーン	2				
マイクセット	2				
輪投げセット	1				
モルック	2				
もしバナゲーム	1				
CD ラジカセ	1				
新みやしろ郷土かるた	15	営利・政治・宗教目的でない団体	貸出開始日から希望返却日まで	教育推進課 生涯学習担当 窓口:役場2階⑩番 内線(434)	町内且つ 屋内での利用に限る
彩の国 21 世紀郷土かるた	8				
展示パネル	20				
展示ポール	40				
展示フック	60			教育推進課 スポーツ振興担当 窓口:役場2階⑩番 内線(432)	町内での利用に限る
机	20				
イス	100				
簡易テント (小:3m×3m)	13				
グラウンドゴルフ 用具(フラッグ・スタートマット・ホールポスト)	1		利用日のみ		

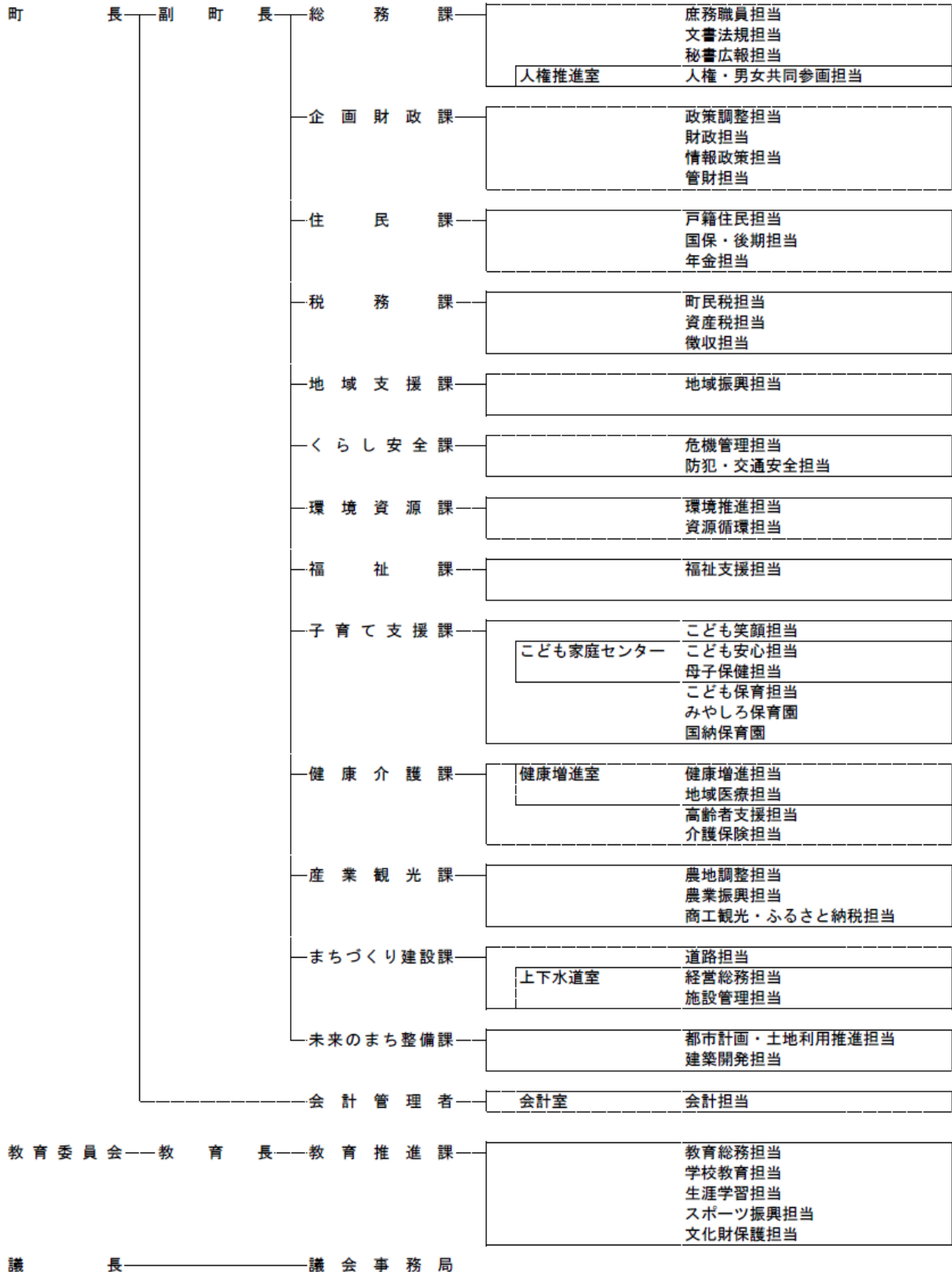


第4章 その他

1 行政機構図（令和8年度）

令和8年度 宮代町行政機構図

令和8年4月1日現在
 <<14課1室1局>>



2 主な協力依頼事項及び関係組織

【広報等の配布】

毎月町の広報紙と町からの情報提供や各種お知らせについて、地区への配布等のご協力をお願いしています。

	配布日		配布日
5月号	5月1日(金)	11月号	10月30日(金)
6月号	5月29日(金)	12月号	11月27日(金)
7月号	7月1日(水)	1月号	12月25日(金)
8月号	7月31日(金)	2月号	1月29日(金)
9月号	8月28日(金)	3月号	2月26日(金)
10月号	10月1日(木)	4月号	4月1日(木)

担当：総務課 秘書広報担当 役場2階⑨番窓口 内線207、208

※4月号は原則前年度区長に配布します。新年度区長へ配布する場合は、広報配布先報告時にお知らせください。

【宮代町民まつり】

宮代町民まつり実行委員会では、町民の自主的な参加により、町民相互の交流と協調、連帯感を高め、町民文化の向上に寄与することを目的に、原則、毎年8月第4土曜日・日曜日に宮代町立コミュニティセンター進修館周辺を会場に開催しております。令和8年度第43回宮代町民まつりは、8月22日(土)・23日(日)の開催を予定しております。

なお、実行委員会への参加は随時募集していますので、ご協力をお願いいたします。

担当：宮代町民まつり事務局(地域支援課 地域振興担当)
進修館ボランティア室 33-3846



【自主防災組織連絡協議会】

自主防災組織連絡協議会は、各自主防災組織の自主性を尊重し、相互の連絡調整を図るとともに消防機関並びに町との連携を強化することを目的として設置されており、年2回ほど進修館等にて会議を行っています（5月・2月頃）。協議会は、町内の自主防災組織の会長、消防署職員、宮代町消防団員、宮代町職員で構成されています。

※令和8年4月1日現在、町内には56団体の自主防災組織が設立されています。

担当：くらし安全課 危機管理担当 役場2階 ⑩ 番窓口 内線276、277

【宮代町消防団】

地域を守る消防機関には、消防署、消防団があります。もしもの時には、それぞれの機関が連携して消火、水防、救助活動などを行います。中でも消防団は、消防署など消防に関する専門職員がいる常備消防機関と異なり、「自分達の地域は自分達で守る」という精神に基づいた住民によって成り立っている組織であり、最も地域に密着した消防機関といえます。

消防団員は、自営業や農業、サラリーマンなど様々な本業を持ちながら、火災をはじめとする災害発生時には、消防署と協力して消火や人命の救助救出に出動するとともに、日頃の火災予防などの啓発活動を行っています。宮代町域を活動範囲とする宮代町消防団は6分団体制がしかれ、大字和戸、大字東桑原、字道佛、百間5丁目、字中、字川端に各分団詰所があり、各分団詰所には消防ポンプ自動車1台が配備されています。

担当：くらし安全課 危機管理担当 役場2階 ⑩ 番窓口 内線276、277

【地域防犯推進委員】

地域防犯推進委員は、杉戸警察署長と地元町長連名で委嘱されます。任期は2年です。杉戸警察署管内の自治会を中心に連絡会を組織しています。宮代町内には、百間第一、百間第二、須賀第一、須賀第二、姫宮の5つの連絡会があります。主に、杉戸警察署を中心とした街頭キャンペーンなどの防犯活動にご協力をいただいています。なお、地域防犯推進委員会規約において、推進委員は、区長または、区長から推薦された方が委嘱されることとなっています。

担当：杉戸管内防犯協議会事務局（杉戸警察署内） 33-7007

【杉戸管内暴力排除推進協議会】

杉戸管内防犯協議会と同様に、杉戸警察署管内における威力業務妨害暴力行為の排除を目的とした啓発活動を実施しています。

担当：杉戸管内暴力排除推進協議会事務局（杉戸町役場） 33-1111

【杉戸管内地域安全・暴力排除推進大会】

毎年10月頃、杉戸管内防犯協議会、杉戸管内暴力排除推進協議会及び杉戸警察署の主催により杉戸管内地域安全・暴力排除推進大会が行われます。この大会では、杉戸町と宮代町の地域安全を図るため、専門家による講演や、地域安全・暴力排除に功績のあった功労者・功労団体の表彰などが行われるとともに、安心安全の地域づくりのための大会宣言が行われます。地域防犯推進委員など、地域の防犯活動にご尽力いただいている方にご参加いただいています。

担当：杉戸管内防犯協議会事務局（杉戸警察署内） 33-7007

杉戸管内暴力排除推進協議会事務局（杉戸町役場） 33-1111

【廃棄物減量等推進員】

廃棄物減量等推進員とは、町と自治会との連携を図るとともに、ごみの減量化・資源化を促進していくための「地域リーダー」です。活動としては、ごみの分別を徹底するため、町民の皆さんへの協力要請をはじめ、ごみ集積所の状況確認・必要に応じた指導、町への報告などを行っています。任期は2年で、各地域の区長（自治会長）の推薦により町長が任命します。おおむね100世帯に1名を目安に任命しています。

担当：環境資源課 資源循環担当 役場2階 ⑮ 番窓口 内線 296、297、298

【小中学校関係】

町内の小中学校における入学式、卒業式、運動会（体育祭）へご来賓としてご出席いただくためのご案内をさせていただいています。また、学校便りの回覧・配布、PTAだよりやバザー協力チラシの回覧・配布のほか、防犯パトロール、スクールガード、学校応援団募集などのご案内通知の回覧等を各学校からご依頼いたします。ご協力いただきますようお願いいたします。

担当：須賀小学校	33-1325	百間小学校	32-0157
東小学校	32-0214	笠原小学校	34-8480
須賀中学校	33-1326	百間中学校	32-0142
前原中学校	34-0631		

【民生委員・児童委員協議会】

町内には、暮らしと行政を結ぶパイプ役として、地区担当の民生委員・児童委員及び主任児童委員がおります。地域の住民の暮らしのご相談や支援を行っています。任期は3年で、3年に一度一斉改選が行われます。

（現在、調整中の地区もございます。調整中の地区につきましては、民生委員・児童委員が決まり次第、回覧等にてお知らせいたします。）

担当：福祉課 福祉支援担当 役場1階 ⑦ 番窓口 内線 325

【宮代町社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

具体的には、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

区長・自治会長には、会員募集時の会費の取りまとめや、社協宮代の配布をお願いしています。

また、地区・自治会活動を応援するため備品や機材、レクリエーション道具の無料貸出しをはじめ、行事を行う際の一芸ボランティアや学生ボランティアの調整等も行っていきます。

◇問合せ：社会福祉協議会 32-8199

【日本赤十字社 宮代町分区】

日本赤十字社は、“人の命と尊厳を守る”ことを基本理念として人道的事業を行う団体であり、事業資金は会費によって賄われています。これらの会費は、一般的には災害救護活動、医療活動、看護師養成活動、献血活動等に使われています。

また、町内で火災や浸水が発生した場合、布団、毛布、日用品セットなどの災害支援物資や災害見舞金の配布も行っています。

区長・自治会長には会費の取りまとめをお願いしています。

◇問合せ：社会福祉協議会 32-8199

【宮代町赤十字奉仕団】

赤十字の博愛人道の精神に基づき、赤十字に関連した活動を行っています。町内自治会、自主防災会に対して心臓マッサージ・AEDなどの救急法講習会や、ハイゼックス炊飯袋の普及活動などを行っています。

これらの講習会を希望される場合はご連絡ください。

◇問合せ：社会福祉協議会 32-8199

【埼玉県共同募金会 宮代町支会】

社会福祉法という法律により、唯一共同募金を行うことを許可されているのが共同募金会です。募金は埼玉県内の福祉団体・福祉事業、宮代町社会福祉協議会の行う福祉事業に配分されます。

*運動期間 赤い羽根募金 10月1日(木)～12月28日(月)まで

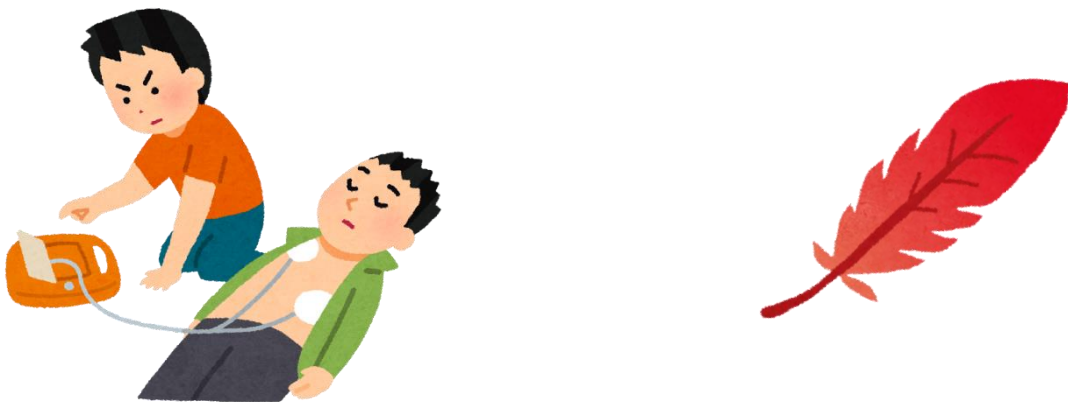
◇問合せ：社会福祉協議会 32-8199

【宮代町ふくしボランティアセンター】

ボランティアをしたい・してもらいたい人をつなぐコーディネート業務を行い、小中学生へ福祉教育をしたり、ボランティア団体への協力支援及び情報提供等も行っています。

地区・自治会のイベント(敬老会等)などで音楽やマジック等を披露する「一芸ボランティア」や、地域のイベントと学生をつなぐ「U30地域応援ヤングボランティア」の調整もしています。

◇問合せ：社会福祉協議会 32-8199



No.	地区名	氏名	No.	地区名	氏名	No.	地区名	氏名
1	東	岡村 哲	27	中須	中村 昭二	53	金剛寺	渋谷 清信
2	中寺	重田 一男	28	新中町	大高 二三夫	54	東条原	齋藤 和己
3	西	石塚 栄一	29	道仏1	金子 雄一	55	西条原島・野方	渡邊 良作
4	前原	岩本 正次	30	道仏3	早川 登	56	西条原中通1	柿沼 保
5	金原	森山 洋平	31	笠原2丁目	手島 互	57	西条原新中通	門井 良幸
6	逆井	金子 ゆき子	32	新道1	浅子 隆彦	58	西条原新田	近藤 隆
7	山崎	奥家 幸雄	33	新道2	新井 治樹	59	西条原深戸	為ヶ谷 和男
8	宿	松田 典男	34	新道3	高畑 悟美	60	国納南	安藤 公一
9	西原	園部 利行	35	宮代1の1	宮本 勉	61	国納北	遠藤 平司
10	西原団地	舟越 健二	36	宮代1の2	柏村 一	62	宮代台	土屋 芳視
11	藤曾根	折原 平吉	37	中央1	青木 照雄	63	エクレール	荒 由美
12	姫宮	並木 貞幸	38	中央2	渡辺 昭	64	和戸1丁目	菊地 恵美子
13	姫宮東団地	門馬 耕二	39	川島1	関根 彰男	65	和戸2丁目1	櫻井 雅人
14	姫宮南団地	佐藤 正治	40	川島2	大高 達	66	和戸2丁目2	郡 一光
15	姫宮北団地	佐藤 浩行	41	切戸	池上 仁彦	67	和戸3丁目	秋葉 英雄
16	姫川1区	門井 茂	42	桜木町	関根 雅治	68	和戸4丁目1	秋元 幸治
17	姫川2区	鬼山 清	43	弁天町	金子 一夫	69	和戸4丁目2	菅井 英樹
18	川端1	佐野 好一	44	旭町1	瀧口 道生	70	和戸5丁目	松岡 定
19	川端2	島村 正美	45	旭町2	武井 和好	71	本郷	西田 光一
20	川端3	山内 靖子	46	稲荷町	石塚 清	72	沖の山	高橋 一夫
21	柚ノ木1	成田 勝男	47	蓮谷	吉岡 勇一郎	73	ディアコート	鈴木 良雄
22	柚ノ木2	根岸 泉	48	辰新田	横倉 哲夫	74	八河内	日下部 繁雄
23	松ノ木島	島村 功	49	宮代学園台	伊藤 啓介	75	桃山台	島田 浩瑞
24	内野	野口 秀一	50	須賀上	五井野 龍英			
25	若宮	高橋 博幸	51	須賀下	戸田 道一			
26	新若	松川 清貴	52	須賀島	井上 毅			

町では、地区・自治会と町との連絡調整などを行うため、区長・自治会長の氏名、住所、電話番号をもとに地区・自治会長名簿を作成しています。

この名簿は個人情報にあたるため、次のような場合に限り情報提供をさせていただきます。

*なお、P46の地区・自治会長一覧については、地区・自治会名及び氏名だけで個人を特定できないため、個人情報にはなりません。

◆個人情報の取り扱い

(1) 町の利用の目的

- ①町の事業についての案内や通知
- ②町の事業への協力をお願い
- ③町が実施する工事等についての連絡
- ④その他

(2) 国、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の町の機関などへの情報提供

- ・久喜宮代衛生組合
- ・宮代町社会福祉協議会
- ・埼玉東部消防組合宮代消防署
- ・杉戸警察署 など

(3) 外部への情報提供

- ①公共工事事業者（電気・ガス・上下水道等）による工事のための事前説明や近隣対応が必要な場合
- ②地区に転入・転居してきた住民が地区・自治会に加入したいという場合
- ③不動産業者が転入・転居者のために区長・自治会長の連絡先を確認したい場合
- ④地区内の方が区長・自治会長へ連絡を取りたい場合
- ⑤学校やPTAによる催しものについて案内状を送付する場合
- ⑥区長・自治会長同士の情報交換などのために連絡先を確認したい場合
- ⑦その他

その都度確認を*行いません*。

◆情報提供の流れ

- ①実施機関などが申請書により個人情報提供の申込みをします。
*申請内容・理由等明記
*電話による問合せ不可
- ②申請内容を確認後、提供可能であると認められる場合、情報を提供します。

その都度確認を*行います*。

◆外部への情報提供の流れ

- ①情報提供希望者が申請書により個人情報提供の申込みをします。
*申請内容・理由等明記
*電話による問合せ不可
 - ②申請内容を確認後、提供可能であると認められる場合、その都度、地区・自治会長まで提供してもよいかの確認を行い、情報を提供します。
- ※ただし、「区長・自治会長氏名等届出書」の個人情報の取り扱いについて同意をいただけた場合にはご連絡はいたしません。**

地区・自治会等に関する年間スケジュール予定表

	町への手続き（補助金など）		
随時	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな地域づくり推進事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動支援事業（地域敬老会開催活動）の申請（締切は、開催予定日の2か月前） ・コミュニティ活動支援事業（コミュニティ掲示板）の申請 ・地域カステップアップ事業の申請 ○集会所整備事業補助金（修繕費など）の申請 ○地域のふれあい居場所づくり支援事業補助金の申請 ○ごみ集積所環境整備補助金の申請 ○カマス袋（道路側溝清掃用）の配布、回収の申請 		
	月別行事	依頼事項	町への手続き（補助金など）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・上旬：小中学校入学式 	<ul style="list-style-type: none"> 4月11日に配布 ・社協会員募集 ・日赤会員募集（集金/社協） ※締切7月末（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ○カマス袋（道路側溝清掃用）の配布の報告 ※締切4月3日（希望地区のみ） ○地区・自治会クリーン活動実施予定の報告 ※締切4月3日（希望地区のみ） ○豊かな地域づくり推進事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動支援事業（公共的・公益的な活動）の申請 ○自治会長等報償金支給書類 <ul style="list-style-type: none"> ・口座振込依頼書兼個人番号通知書の提出 ※締切5月29日 ○集会所整備事業補助金（借地料）の申請 ○公園管理報奨金振込依頼書の提出 ※締切5月29日（該当地区のみ）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・上旬：地区連絡会（須賀、駅西口、古利根、姫宮） ・下旬：中学校運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日：広報等配布 ・29日：広報等配布 	
6月			<ul style="list-style-type: none"> ○安心安全まちづくり推進事業補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・資機材・拠点整備の申請 ※締切6月30日
7月		<ul style="list-style-type: none"> ・1日：広報等配布 ・31日：広報等配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯の新規申請 ○道路反射鏡（カーブミラー）の新規申請 ※締切7月31日
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・23日～24日：町民まつり（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・28日：広報等配布 	

月別行事		依頼事項	町への手続き（補助金など）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・上旬：小学校運動会 ・中旬：地区連絡会（須賀、駅西口、古利根、姫宮） 		
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・1日：広報等配布 ・共同募金（町の広報10月号と同時配布／社協） ※締切12月28日（予定） ・30日：広報等配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会所整備予定調書の提出 ※締切10月上旬
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・16日：宮代町消防団特別点検（予定）（前原中） 	<ul style="list-style-type: none"> ・27日：広報等配布 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・25日：広報等配布 	
1月		<ul style="list-style-type: none"> ・29日：広報等配布 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・上旬：地区連絡会（須賀・駅西口・古利根・姫宮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・26日：広報等配布 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・7日：クリーン古利根 ・中旬：中学校卒業式 ・下旬：小学校卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・上旬：世帯数・広報配布先の報告書の提出 ・下旬：区長・自治会長氏名等届出書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな地域づくり推進事業費補助金 ・コミュニティ活動支援事業（公共的・公益的な活動）の実績報告 ○集会所整備事業補助金（借地料）の実績報告 ※締切3月31日

- ・各小中学校により、個別に学校便りの回覧・配布やPTAだより、バザーのチラシ等の回覧・配布のご依頼があります。ご協力をお願いします。
- ・今年度も5月地区連絡会にて区長・自治会長の皆様と町長との地域懇談会を開催する予定です。

課名	担当名	内線	窓口番号
議会事務局		303	
総務課 人権推進室	庶務職員担当	204・205	10
	文書法規担当	202・221	
	人権・男女共同参画担当	210	9
	秘書広報担当	207・208	
企画財政課	政策調整担当	214・222	11
	財政担当	215・216	
	情報政策担当	213・219	
	管財担当	212	
住民課	戸籍住民担当	312・313	4
	国保・後期担当	314・315・316・317	5
	年金担当	318	
税務課	町民税担当	232・233	2
	資産税担当	234・235	
	徴収担当	237・238・239	1
地域支援課	地域振興担当	33-3846（進修館）	
くらし安全課	危機管理担当	276・277	16
	防犯・交通安全担当	272・278	
環境資源課	環境推進担当	293・294・295	15
	資源循環担当	296・297・298	
福祉課	福祉支援担当	325・326・327・328	7
子育て支援課 こども家庭センター	こども笑顔担当	324	8
	こども保育担当	323・329	
	こども安心担当	362・366	
	母子保健担当	32-1122（保健センター）	
	みやしろ保育園	32-3011	
	国納保育園	34-5839	
健康介護課 健康増進室	高齢者支援担当	383・384	6
	介護保険担当	385・386	
	健康増進担当	32-1122（保健センター）	
	地域医療担当		
産業観光課	農地調整担当	267・268・269	14
	農業振興担当	263・266	
	商工観光・ふるさと納税担当	264・265	
まちづくり建設課 上下水道室	道路担当	333・334・335・336	12
	経営総務担当	33-5554（上下水道事務所）	
	施設管理担当		
未来のまち整備課	都市計画・土地利用推進担当	342・343	13
	建築開発担当	344・345	
会計室	会計担当	412	3
教育推進課 生涯学習室	教育総務担当	426・427	17
	学校教育担当	423・424	
	生涯学習・スポーツ振興担当	432・433・434	18
	文化財保護担当	34-8882（郷土資料館）	

問合せ
 宮代町地域支援課 地域振興担当
 進修館ボランティア室
 TEL 33-3846
 FAX 47-0426
 E-mail shimin@town.miyashiro.saitama.jp

